

第5章 整備及び活用計画

5-1 序 循環的な仕組みとしての整備活用計画

(1) 循環的な仕組みとしての保存・保全のあり方

文化的景観を保存・保全していく主体は、その地で生活生業を営む地域住民であることから、文化的景観保護制度は価値を証明して終わるのではなく、その制度の運用にあたっては、景観の保存・保全と地域産業との関わりを示し、地域における総合的な計画を策定するものでなければならない。

文化的景観の本質的な価値を持続させるために必要な整備活用計画とは、行政が個別の建造物や農地などを画一的な数値基準で守るガイドラインを示すことではない。地域の景観を継続させてきた生業やその背景となる社会システムを活性化させること、そして地域の資源を活用することで小さくとも何らかの恵みをもたらす仕組みを作ることが必要である。それは文化的景観の価値を背景としたまちづくりを推進することにはほかならないのであるが、その取り組むエネルギーが資源の消費や喪失につながってはならない。集落を遺跡的価値のみにとどめてしまわないように、また、地域住民が資源を保存・保全し活用できるよう、バランスのよい整備活用計画を策定する必要がある。

本計画では、現状において、文化的景観の価値評価と文化財保護法などによる保護の仕組みをうまくリンクさせることができず、将来に渡る景観の変容のあり方までを踏まえた保存・保全の手法が未だ確立されていないという課題認識（第1章1-1-1）のもと、既存の保存・保全の仕組み（第4章）の整理を行った。本章においては、それらの課題を解決するため、循環的な保存・保全のあり方（図39）を構築するものである。

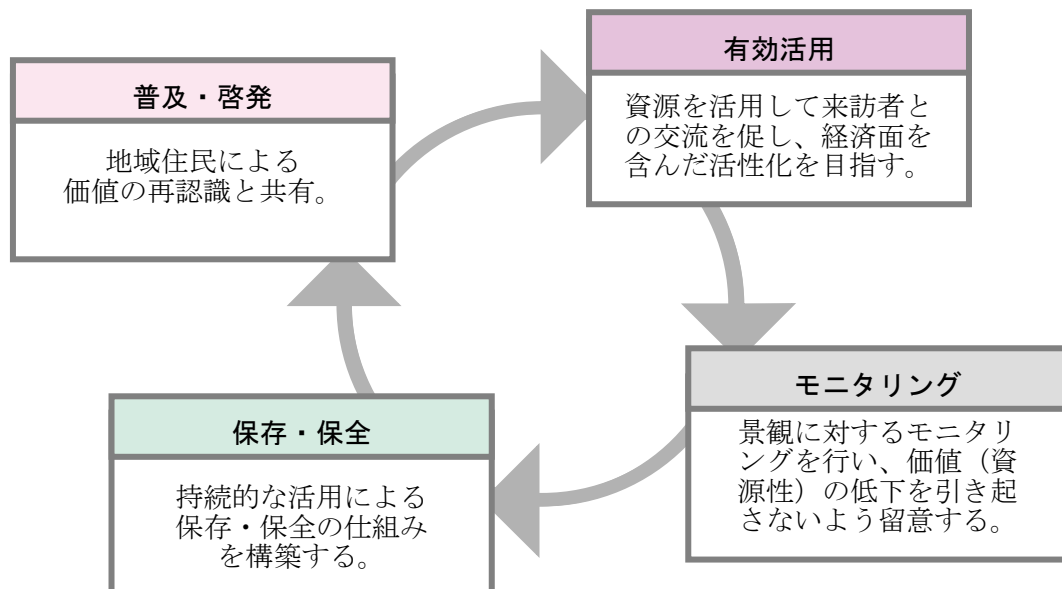


図39 循環的な保存・保全のあり方

(2) 新しい「地域運営」の形を担う組織体制について

まちづくりは、発展的な循環の仕組みを構築し推進していくものである。それは段階的に進めていく必要があり、活用のロードマップ（第5章5-1-3）に詳しい。活用のロードマップにおける「組織」とは、行政内部の組織や中間支援組織として位置づけられるDMO（Destination Management Organization）などが考えられるが、当面は平戸市文化的景観推進委員会による検討を中心として活用のロードマップを実行していくものとする。

1) 平戸市文化的景観推進委員会

我が町の将来像をしっかりと見定め、平戸の集落においては地域の弱みの一部を改善すべく、エコツーリズムをはじめ、加工・流通・物販とも一体化した6次産業化や農家民泊などの取り組みも検討していかねばならないのは、集落の課題整理（第3章3-1）の状況からも明らかである。また、生産者間の連携や人と人、地域と地域のネットワーク作りも重要になってくる。したがって、教育委員会などの単一部局ではその目的が達成できないことは容易に想像でき、より横断的な組織体制作りが重要になる。図40は文化的景観推進委員会の体制イメージであるが、必要に応じて関連団体からの参画を求めるなど、柔軟な組織運営のあり方が求められる。

これら関連団体で構成される組織により、計画（第5章）は戦略を持った地域運営の指針となり各種調整機能を発揮しながら運用されるものであるが、いずれは住民や関連民間団体から構成されるDMOなどにその機能の一部を移管していくことも考えられる。

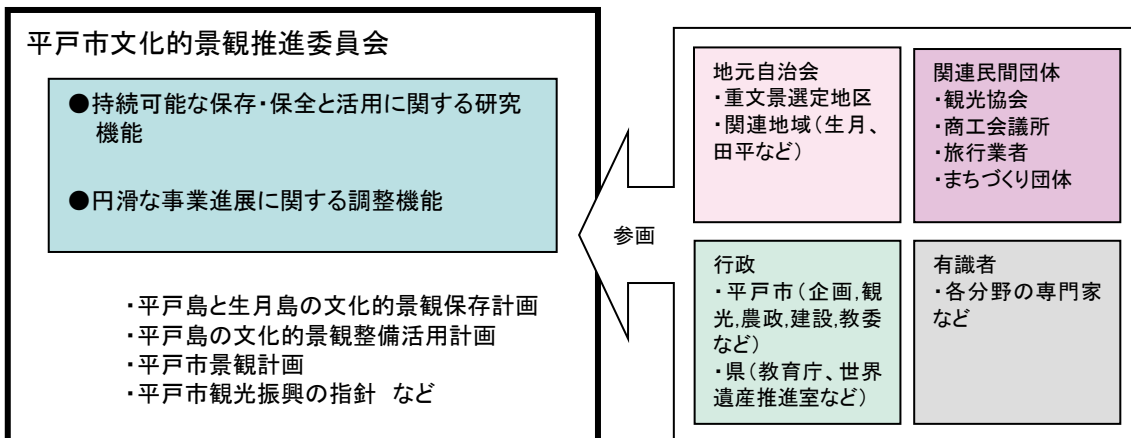


図40 組織体制

2) 来訪者との協働による地域運営の形

本計画では、「交流」を軸に文化観光を推進し、景観の保存・保全を図ることとしている。

文化観光とは、地域の自然環境と人との関係が創出する生活様式や生活環境、そしてその歴史的集積など、地域の文化的側面を資源とする観光のことを指し、文化観光を継続的に展開（資源の保存・保全による持続的な活用）し、来訪者との交流を促すことを通じて（従来の周遊型観光との差異）、地域の活性化に役立てる仕組みとしてエコツーリズムがある。エ

コツーリズムは複合的な概念であり、「新しい形（仕組み）」に対する模索である。

①新しい「たび」の形

- ・周遊型の旅行 → 滞在・滞留型の旅行
- ・情報社会の「たび」
- ・地域をすることの楽しさを伝える仕組み
- ・ガイドによる情報伝達をはじめとするガイドランスの工夫

②新しい「景観の保存・保全」の形

- ・適正な利用を前提とし、モニタリングを組み込んだ、循環的・発展的な保存・保全
- ・社会システムの活性化による主体的な保存・保全

③新しい「地域運営」の形（新しい「経済循環」の形）

- ・来訪者（観光客）との協働による地域づくり
- ・運営組織が自立できる財源の確保
- ・地域の魅力を享受した来訪者からの協力

エコツーリズムは、他地域の人々との交流がその根底にあることから、その交流性を高めるために、地域の資源性を磨くこと、来訪者に伝える術を磨くこと、そしてこれらを組み込んだまちづくりを来訪者と協働して進める仕組み（図4-1）を構築することが必要である。

これらの取り組みは容易でないものの、外部からの客観的な評価と専門的な知見に関する支援を得ることで、その動きを促進することは可能であり、また、他地区からの来訪者は、まちづくりに必要な資金と労力を支援してくれる存在として位置づけられるものである。

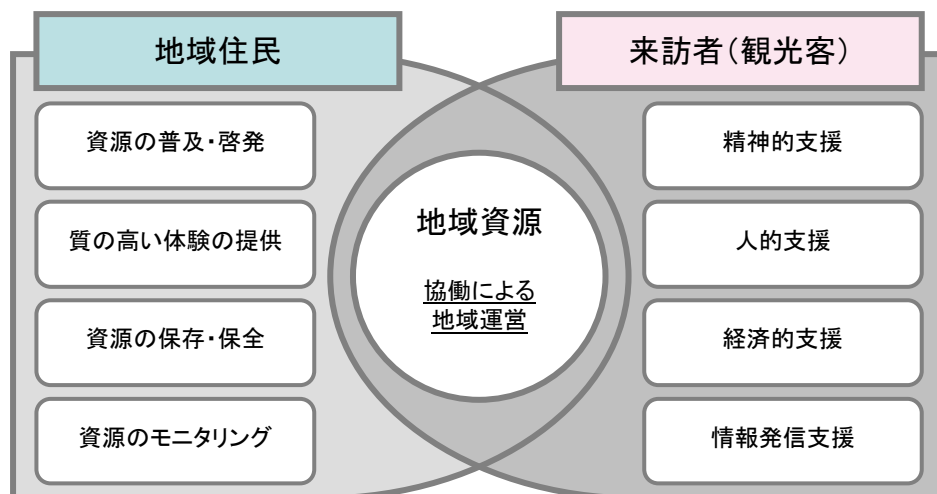


図4-1 地域住民と来訪者の関連図

5-1 地域資源の有効活用

5-1-1 関連地域を包括する活用計画の策定

(1) 活用計画の指針

本計画は、第1章でも述べたように計画対象地域の世界的にも貴重な歴史や文化、自然、生活生業の価値を守り、文化観光や地域産業の発展を推し進めるため、平戸市総合計画との関連性を保ちながら、景観を生かした持続可能な地域発展のモデルを作り出すことにある。

重要文化的景観に選定される程の文化的・自然的資源を有する地域においては、集落における戦略的な活用計画の策定とともに、開発行為との調整を行いながら、景観の保存・保全と文化観光の両立を目指し、地域産業の活性化を図らなければならない。地域産業に立脚し、地域資源を有効に活用できる条件を整備することが重要だといえる。また、需要と供給のバランスが保たれる周辺地域（それは平戸市街地だけでなく、県内県外地域も含まれる。）とのネットワークを構築する。地域が持続可能な目標を設定し、地域における有形・無形の要素を経済活動に取り込む。それは増加が見込まれる来訪者の需要に応じるために必要な体制や整備を行うこと、そして、地場製品の販売やエコツアーの実施などその活動自体が地域資源を活用するものであり、また、地域に直接収入が落ちる仕組みである必要がある。

(2) 文化観光分野における開発についての指針

文化観光分野におけるソフト面・ハード面にかかる開発は、本計画の中でも重要な位置を占める。長崎県内初の重要文化的景観に選定され、また、その一部が「長崎の教会群」の構成資産にもなっているこれらの集落群は、保護の面で責任を伴うものの、国選定の文化財になったという実績や、世界遺産候補地としても検討される程の価値を獲得したといえる。重要文化的景観の保護対象は、単に棚田や牧野、居住地のみならず、聖なる森や山などの空間、宗教、芸術など“無形の要素”まで取り込んだ広義の文化的景観の価値に及んでいる。

このようなことから、文化観光分野における指針を以下に定める。

- ①現在、文化観光の面で交流人口が少ない地域への来訪を促す。それは、平戸観光の滞在時間自体を増やすことにもつながる。
- ②宿泊場所・食事場所の提供など、受け入れ態勢を確立させる。整備事業の積極的な実施、交通アクセスの手段の検討、受け入れ態勢の確立までを取り込む、地域総合開発を行うことが重要である。
- ③集落の構造を保存・保全し修理修景を行う。地域の無形の要素を顕在化するとともに、食と景観、生産者のつながりが見える仕組みづくりを行う。
- ④地域に散在する文化遺産、自然遺産を再評価し、ネットワーク化することによって文化的要素の有効活用を図る。
- ⑤平戸市街地（広義には市外まで）を取り込んだ文化観光動線を策定する。観光の導入は、地域の誇りを呼び覚まし、ひいては資源の保存・保全やブラッシュアップにつながるものである。

(3) ゾーニングと文化観光の動線

①現在の観光動線を生かした、地域レベルでの普及・啓発ルート（案）の設定について

現在の観光動線を見ると、平戸城下町から生月地区の大バエ灯台までのルート（図42）は、既にある程度確立されており、平戸市の中でも主要な観光動線のひとつとして利用されている。しかし、生月地区が小さな島であり、わずかな時間で観光できることから非常に滞在時間の少ない地区になっている。生月大橋周辺に、道の駅や博物館島の館、ふれあい広場などが集中するため、ここを地区における拠点施設として位置づけ、文化的景観地区への周遊を促すとともに、本地区の価値を伝える場所として整備を図る。第一次拠点地区である平戸城下町から訪れた観光客に、地区の魅力や価値を伝え、いかに文化的景観を生かした普及・啓発ルート（図43）へと導けるかが肝要である。現在運行している公共交通機関やコミュニティバスなどを活用したアクセス網や、それに連動する集落内動線の設定や3次交通、4次交通の整備などが考えられる。

②集落レベルでの普及・啓発ルート（案）の設定について（図44）

ここでは、第1次・第2次拠点地区から訪れてきた観光客の流れをいかにデザインするかが重要である。集落の駐車場から案内所までのスムーズな動線や、案内所で散策マップを手にとった後のサイン計画など、各集落ごとに事業実施計画を策定する必要がある。選定集落は歩くことでその価値がより正確に伝わるため、地区内で拠点となる施設（史料館や空き屋を生かした案内所など）を軸に、来訪者の多様な要求に応えられるような複数のプログラム（集落の歴史や生業を体験できるような仕組みも有効）を設定する必要がある。

集落の散策マップなどの作成が必要になるほか、駐車場やトイレ、案内所、交流拠点施設、サインなどの便益施設整備も必要になる可能性があるが、文化的景観の価値を壊さないように、規模やデザインについて十分な検討を行うことが必要である。

白石集落で行われている漁師体験（写真5）は、観光用として準備されているものではなく、毎日の漁に同行してその体験を行うものである。この民間での取り組みは、広告やロコ



写真5 漁師体験（白石集落：綾香水産）

ミで徐々に人気が出始め、近年、漁師レストランを併設するに至った。休みの日には、ここで食事をするを目的に、多くの観光客が訪れている。定置網漁を体験する“学び”の場の提供を行うだけでなく、レストランでは棚田米や野菜など地元の生産品が消費されるようになり食の景観地を維持するきっかけになるとともに、地域内で雇用も生まれるなど、小さくとも好循環が生まれている。このような民間施設との連携も重要である。

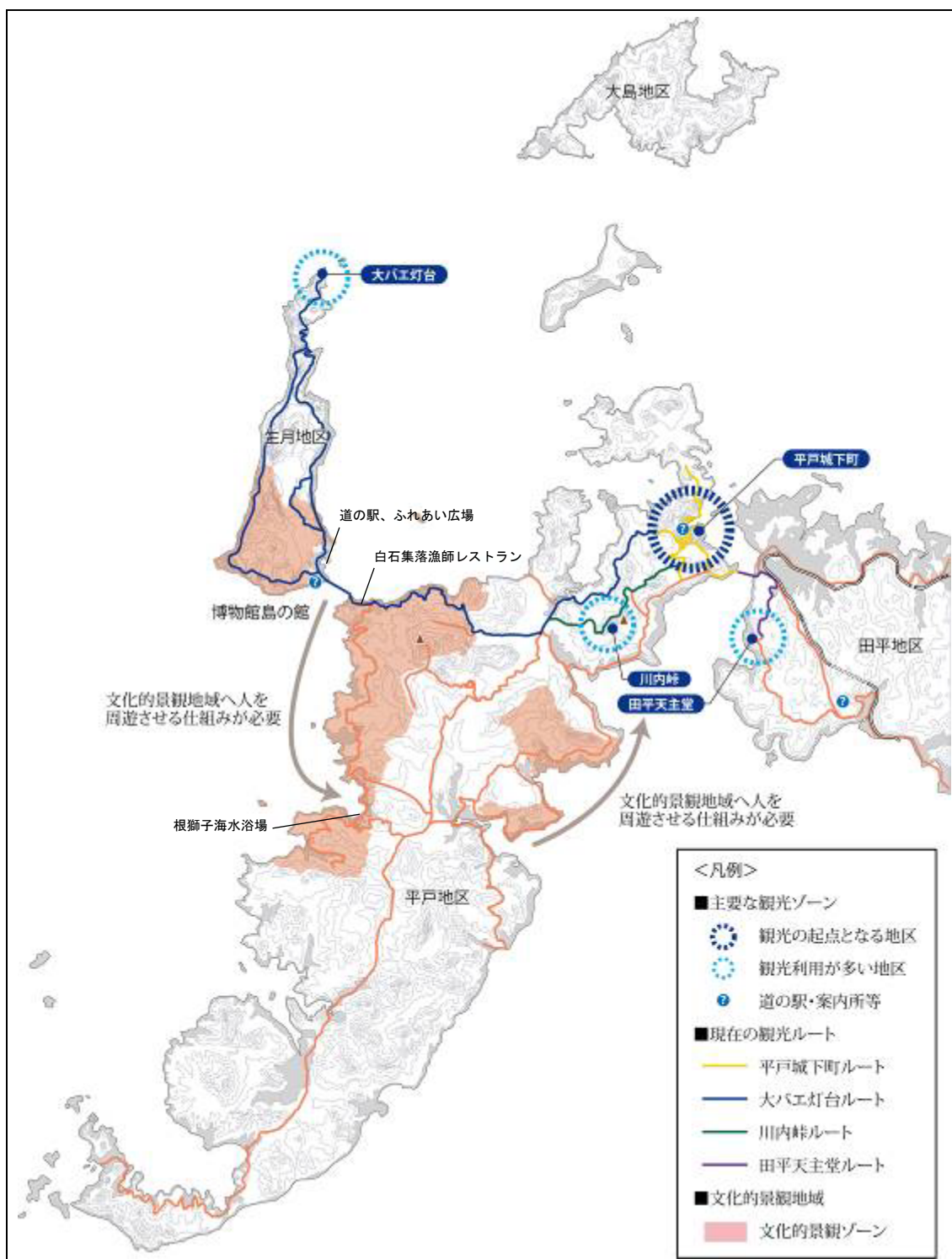
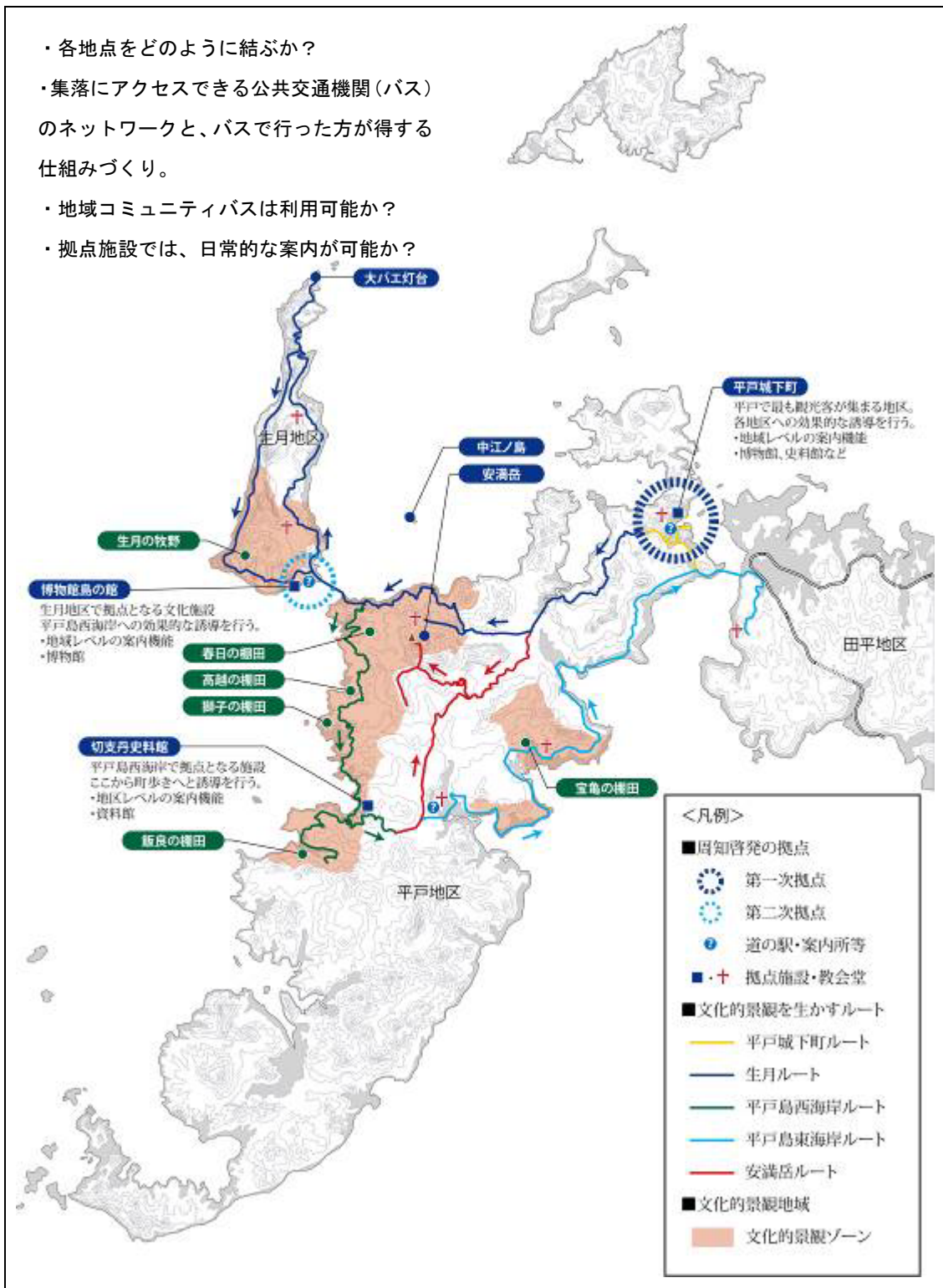


図4-2 現在の観光動線

- ・平戸を訪れる観光客は、多くの観光施設や文化財などが集積していることから、平戸城下町地区に集中（125万人/年）する傾向にある。
- ・生月島を目指す観光客の割合（28万人/年）も多いことから、まずはその流れを平戸島西海岸地域に引き込むことを検討することが現実的である。



- ・集落には、新鮮な魚介類や野菜、米などを使った郷土料理がある。食は地域の文化や景観を物語る大きな魅力であり、集落間を“味”をテーマにルート設定を行うことも考えられる。
- ・交通政策の見直しも視野に入れた新たな動線設計が必要である。

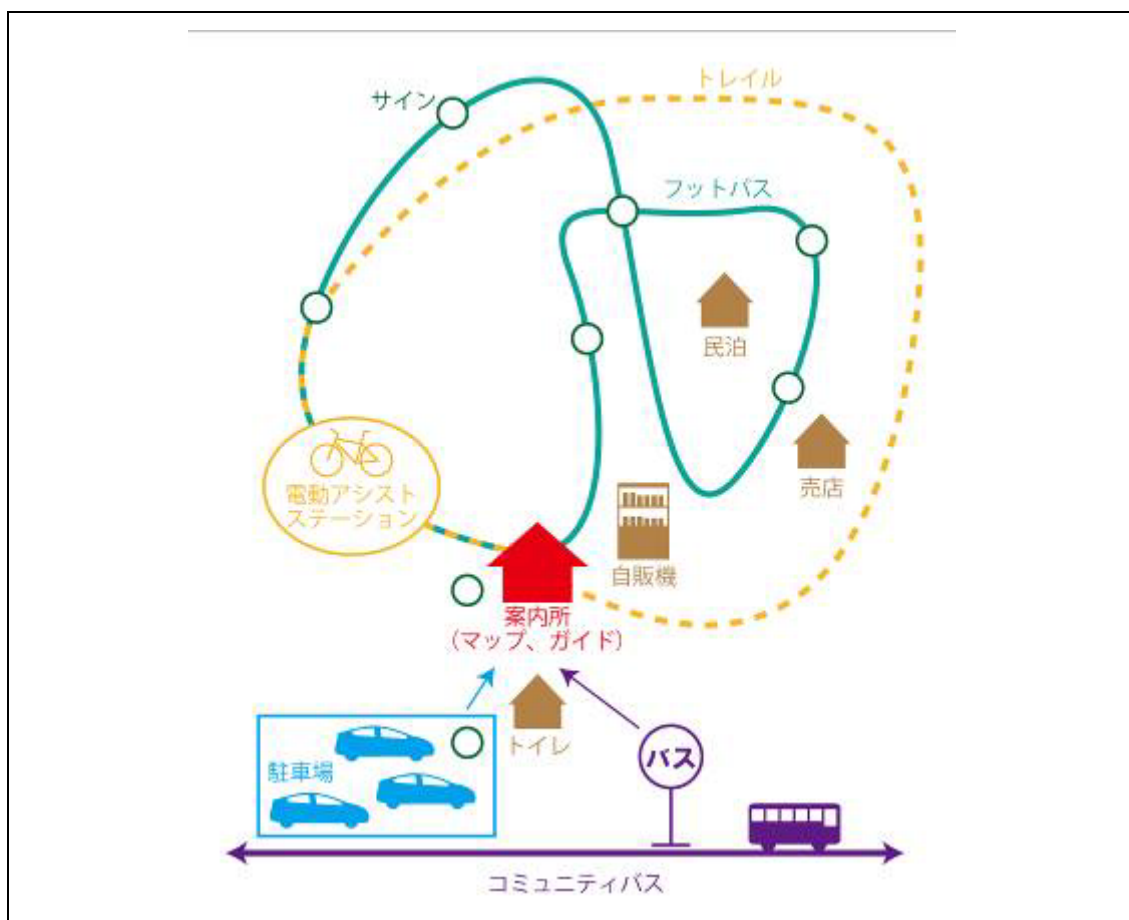


図44 集落レベルでの普及・啓発ルート（概念図）

- ・集落に“付加価値”をつけること。それは、他地区に向けた観光客の流れを自らの集落に引き込む強みのなるのと同時に、その流れを次の集落に引き渡すための重要な要素となる。各集落においてつけられた付加価値を統合し、ひとつのストーリーとしてまとめ上げ、地域資源を総合的に活用していく必要がある。
- ・駐車場への到着から、案内板を見て、インフォメーションにたどり着く基本的な動線をつくり、まち歩きなどの行動へとつなげていく。
- ・駐車場やトイレ、交流拠点施設や休憩所、サインなどの便益施設整備を推進する。
- ・地域で取り組んでいる“宝さがし”の結果をもとに、集落での受け入れ体制をどうするのか？観光客に何時間くらい滞在して欲しいのか？活用できる空き地や空家はあるのか？地域で何を売りたいのか？などをあらかじめ整理する必要がある。

5-1-2 エコツーリズムを核としたまちづくり

計画対象地域は、まちづくりの将来像として「キリシタン文化を基層とする地域の文化的伝統を生かした交流を核としたまちづくり」（第3章3-2）を掲げており、平戸市文化的景観推進委員会の継続した指導のもと、持続可能な地域づくりを目指して取り組みを進めている。

日本エコツーリズム協会は、エコツーリズムを以下①～③をねらいとする、資源の保護＋観光業の成立＋地域振興の融合をめざす観光の考え方であると定義している。それにより、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会が永続的に提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られていくことを目的としているのである。

- ①自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させること
- ②観光によってそれらの資源が損なわれることがないよう、適切な管理に基づく保護・保全を図ること
- ③地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果が実現すること

また、エコツアーとはこういったエコツーリズムの考え方に基づいて実践されるツアーの一形態であり、エコツーリズムの健全な推進を図るためには旅行者、地域住民、観光業者、研究者、行政の5つの立場の人々の協力がバランス良く保たれることが不可欠であると付記されている。

エコツーリズムの実施は、地域の文化や資源を見直し、価値を再発見し、それを基盤とする新たな地域運営の仕組みづくりへとつながる可能性を持つ。

平戸市では、宝探しから持続可能な地域づくりを目指す取り組みを進めており、地域で再発見された資源（地域の宝）をまちづくりに結びつけるために、「宝活用の5段階（1宝を探す、2磨く、3誇る、4伝える、5興す）」を実施している。

これらを実施する過程において、春日集落をモデルとして全戸に宝さがしアンケート（表8）などを実施し、季節暦（表9）、宝マップ（図45）、活用のロードマップ（表10）を作成した。それらを作成する中で、地域が何で成り立っており、何が残っていて、何をみせることができるのかなどを整理し、そこから見える地域の特徴を把握した。

次頁から示す、「宝さがしアンケートの実施→季節暦作成→宝マップ作成→活用のロードマップ作成」という一連の流れは、各集落で実施し、宝さがしリストとしてまとめていくこととする。

それは、地域資源を常に見直し、磨き上げることにつながるだけでなく、観光客に対して特別な（他人に話したくなるような）体験を提供し、この場所をどのようなエリアとして情報発信するのかなどを戦略的に検討する基礎資料となる。宝の見せ方についてもガイドラインを策定する必要があり、エコツアーの催行にあたって、それが結果としてどのような集落イメージの形成につながるのかを考え、実施していく必要がある。

「資源の保存・保全」 → 「観光振興」 → 「地域振興」につながる仕組み

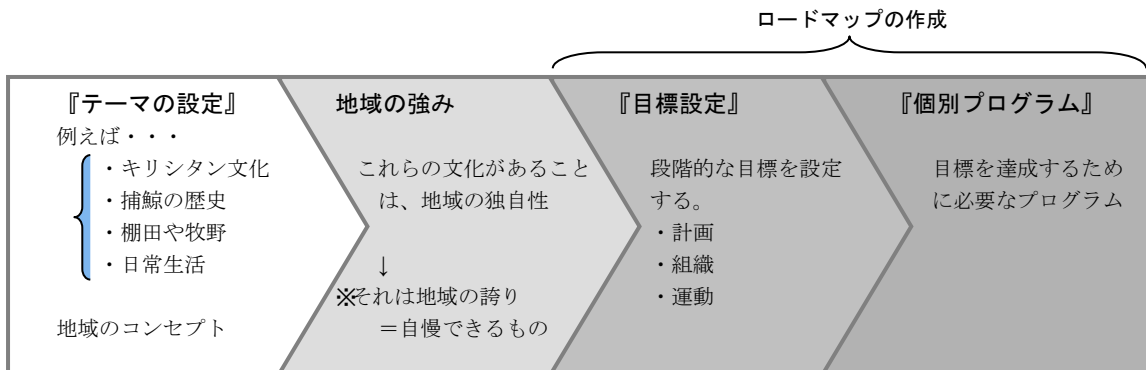


表8 宝さがしアンケート

春日町の“宝さがし”にご協力ください。

日頃より、本市の文化財行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

平戸市教育委員会では、今年度から「文化的景観整備活用計画」を策定いたします。この計画は、地域の皆さまからの意見や知恵を出していただき、様々な角度から私たちの町を見直すことにより、快適で住みよい環境づくり、そして地域の活性化を進めていこうとするものです。

この作業のひとつとして、“宝さがし”を実施することにしました。皆さまが日頃体験していることや感じていることについて、『大切にしているもの』、『次の世代に伝えたいもの』、『他の人に知らせたいもの』など気軽にお聞かせいただければ幸いです。

質問は多数ありますが、お答えできるところだけご記入ください。調査結果については、町の散策マップなどの資料とさせていただきます。

ご家族で話し合っ、たくさんの“宝さがし”をお願いいたします。後ほど“宝”についてお話をおうかがいすることがあるかもしれませんので、記入者のお名前も教えてください。

よろしく願いいたします。

平成 年 月 日

平戸市教育長
(公印省略)

記入者氏名

問1 自然に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の自然とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・これはめずらしいと思われる動物、植物が見られる場所
- ・毎年ホタルが見られる場所
- ・川の生き物、山の生き物
- ・美しい花（具体的な花名が分かればそれも）がまとまって咲いている場所
- ・わき水が出ている場所
- ・大きな木やほら穴がある場所
- ・ユニークな形の岩石が見られる場所
- ・綺麗な石が採れる場所
- ・子ども達が遊んでいる場所 など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問2 生活環境に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町的生活環境とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・町の郷土料理、まんじゅう、餅、お酒
- ・山菜、果物が採れる場所
- ・信仰に関すること
- ・生活の知恵
- ・町らしいと思う景観や場所 など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問3 歴史文化に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の歴史文化とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・文化財的な価値を持つと思う場所
- ・山の中で見つけた墓地や何かを祀っていたと思われる石組みの場所
- ・石碑
- ・昔よく歩いていた道

・年中行事、祭り、風習 など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問4 産業に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の産業とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・町の伝統技術、工芸品
- ・特産物（海の幸、山の幸、加工品） など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問5 名人に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の名人」について教えてください。何名でも結構です。

(例えば・・・)

- ・芸能、郷土史、工芸、郷土料理、民話などの名人や達人

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

※宝の場所が分かるように、表の番号を最終ページの地図に記入してください。



石垣景観が特徴的な集落でのエコツアーの実施は、空石積みの技術継承を促すきっかけとなる。

夏休み期間に絞って受け入れる
などの検討も必要

表9 季節暦

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温・風向	6.6・北西	6.8・北西	9.6・北北東	13.8・北北東	17.5・南	20.8・南	24.8・南	26.0・南	23.0・北北東	18.6・北北東	13.7・北西	9.0・北西
祭り・風習 (集落単位)	・春日神社初詣 ・初寄り ・初祈祷 ・初講× ・願立願成就 ・女子講		・彼岸祭り ・ひな祭り	・朔日祝 ・棚池祝い×	・麦出来穂祭り ・節句	・早苗振り祝 ・御堂様祭り	・実盛様× ・祇園祭り ・稲穂祭り	・六斎念仏	・彼岸祭り	・春日神社大祭	・牛神祭り ・キリシタン講×	・丸尾様祭り ・川祭り
祭り・風習 (個人単位)	・安満岳初詣× ・若水汲み ・お札張り ・角札立て					・川の神祭り	・土用祭り	・死霊様 ・盆		・稲荷祭り ・厄除け		・霜月祭り ・死霊様
農期	・くれがえし		・代掻き	・田植え				・稲刈り		・ほどき		
海産物	・かじめ ・あわび ・なまこ ・イカ	・かじめ ・あわび ・なまこ	・あおさ ・かじめ	・ウニ ・かじめ	・ウニ ・かじめ	・カサゴ(アラ カブ) ・ベラ(クサビ)	・あわび ・さざえ	・あわび ・さざえ	・ウニ ・アゴ	・カサゴ(アラ カブ) ・ベラ(クサビ)	・カサゴ(アラ カブ) ・ベラ(クサビ)	・かじめ ・あわび ・なまこ
餅・まんじゅう	・かんころ餅		・よもぎ団子 ・よもぎ餅	・よもぎ団子 ・よもぎ餅	・ちまき	・かから団子	・かから団子		・おはぎ			・かんころ餅
料理	・イカの塩辛	・あわび(刺身) ・なまこ(刺身)	・あおさ、かじ め(味噌汁)	・ウニミソ ・塩ウニ	・ウニミソ ・塩ウニ	・カサゴ(味噌 汁) ・ベラ(から揚 げ)	・ところてん ・みな飯	・ところてん ・みな飯	・みな飯	・赤飯 ・みな飯	・カサゴ(味噌 汁) ・ベラ(から揚 げ)	・あおさ、かじ め(味噌汁) ・あわび、なま こ(刺身)
山菜		・タラの芽(て んぷら)	・シイタケ	・ツワ ・タケノコ ・ワラビ	・フキ	・タケノコ						
野菜	・キャベツ			・玉ねぎ ・キャベツ ・大根 ・ホウレンソウ	・ラッキョウ ・ジャガイモ	・玉ねぎ	・大根 ・ニンジン	・ウリ ・トマト ・キュウリ ・カボチャ	・ナス ・ゴーヤ	・大根 ・ニンジン	・ジャガイモ	・大根 ・キャベツ ・白菜
生きもの						・ホタル	・ホタル	・つがに	・つがに	・つがに		
果物				・ミカン		・ピワ ・梅 ・スモモ		・メロン ・西瓜 ・ゆくり	・柿 ・ナシ ・ぶどう	・うべ ・アケビ		・干柿
花	・梅	・椿 ・水仙	・桃 ・菜の花 ・キブシ	・桜 ・レンゲ草 ・ツツジ	・エビネ ・藤	・紫陽花	・くちなし ・百日紅	・すすき ・大根草	・彼岸花	・段菊	・さざんか	・びわ ・つわぶき
酒						・梅酒		・ゆくり焼酎		・甘酒		

※「祭り・風習」欄の×は、現在行われていない行事である。

この表は、春日集落における季節暦であり、「宝さがしアンケート」の結果や地域でのヒアリングを基に作成したものである。

本資料を作成することにより、地域の文化や食を大まかに把握することができるとともに、着地型プログラムを企画検討する際の資料となるものである。

例えば、縦軸を参考に7月にエコツアーを組む場合は、春日の棚田は収穫直前の風景であり、祇園祭りが行われており、あわびやさざえ、かから団子、みな飯などを食べることができ、夜になるとホタルを見ることができると分かる。現在行っていない実盛様の行事を復活させ、エコツアーに組み込むことで、地域文化の魅力を強化し、更に地域文化の継承につなげることができないか検討することが可能である。ここで重要なのは、単に「あわび」や「さざえ」のような水産資源に注目するのではなく、縦軸にあるような地域の祭りや風習、農期との組み合わせで地域の強みを出すことにある。

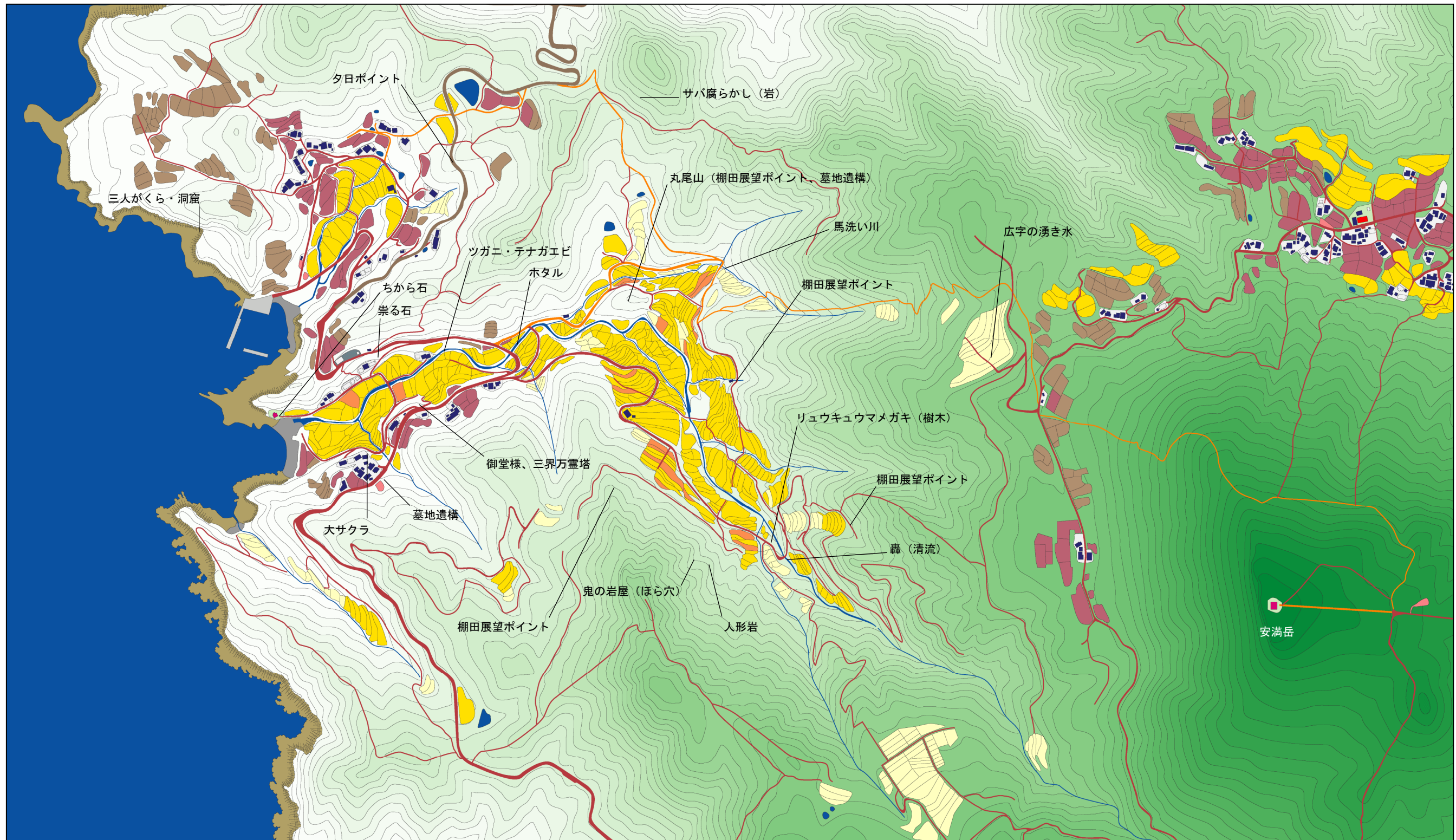


図45 宝マップ

この図は、「宝さがしアンケート」(表8)の結果と聞き取り調査の内容を図化したものである。
 季節暦(表9)と併用することで、着地型プログラムのルートやマップを計画する際の資料となるものである。

5-1-3 活用のためのロードマップ

表10 活用のロードマップ

	計画			組織		運動	
	目標	着地型プログラム開発	モニタリング	行政等組織体制づくり	地域人材育成	着地型プログラム実施	コミュニケーション拡大
ステップ 1 ・組織の設立 ・人材育成	・継続した地域勉強会の開催 ・担い手育成 ・関連組織の立ち上げ ・プログラムの作成 ・ガイド技術向上 ・情報発信、集客の検討 ・食の開発	・宝探しの実施（季節暦、宝マップ、宝探しリスト等の作成） ・モニターツアー開発（例：食と景観のテーマなど） ・既存プログラムの改良	・地域内での認知度調査 ・モニターツアー参加者へのアンケート調査 ・目標に対する取り組みの数値化の検討	・文化的景観推進委員会を設置し資源の保護と活用を図る。関係機関や地域住民の参画を求める。 ・庁内における横断的体制の確立のため、上記委員会に担当者部会を設ける。	・地域勉強会の実施 ・まちづくりグループの設置 ・リーダー及び担い手育成 ・ガイド技術の向上及び人材育成、ガイド資格（平戸検定等）の取得 ・先進地視察の実施	・宝さがしの結果を活用したモニターツアー実施 ・情報発信ツールの開発 ・地域内におけるエコツアーの検討	・周辺施設との連携 ・エージェント等との関係づくり ・他県地域との広域連携の模索
ステップ 2 ・受け入れ体制の確立	・継続した地域勉強会の開催 ・情報発信、集客の検討 ・プログラムの強化→日帰りエコツアーから長時間滞在型プログラムへの移行を検討 ・通年観光の仕掛けづくり ・プログラム販売チャンネルの開拓 ・農家民泊など宿泊場所の検討 ・農家レストラン、農家カフェなど食事場所の検討 ・物産づくり（直売、6次産業化）の推進	・宝探しの継続 ・定期的開催できるプログラムの開発 ・日常的に開催できるプログラムの開発 ・プログラムの強化	・地域内での認知度調査 ・モニターツアーや定期開催エコツアー参加者へのアンケート調査 ・農家民泊検討（または受け入れ）家庭への課題調査 ・目標に対する数値化の実施及び検証	・文化的景観推進委員会の強化及び一部機能を住民組織に移管することを検討する。 ・担当者部会の効果的な運用 ・まちづくりグループとの連携	・地域勉強会の継続 ・ガイド技術の向上及び人材育成、ガイド資格の取得 ・ツーリズムプロデューサーの育成 ・他地区との連携 ・農家民泊等の受け入れ体制及び施設整備の実施 ・先進地視察の実施	・宝さがしの結果を活用したモニターツアーの実施 ・定期的なエコツアーの実施 ・日常的なエコツアーの検討（観光客が資源管理に関わる方法を検討する。） ・情報発信の強化 ・もてなしの心育成	・周辺施設との連携 ・エージェント等との関係づくり ・プログラム販売チャンネルの充実 ・他県地域との広域連携
ステップ 3 ・高付加価値化の推進	・継続した地域勉強会の開催 ・認証制度（原産地呼称制度など） ・資格等の取得 ・ブランドの育成 ・農家民泊、農家レストランなどの実施 ・物産づくり（直売、6次産業化）の推進	・宝探しの継続 ・他の産業部門との連携 ・重要文化的景観、世界遺産に関する認証制度を加味した高付加価値プログラムの開発	・農家民泊受け入れ家庭への課題調査 ・目標に対する数値化の実施及び検証	・文化的景観推進委員会の強化 ・まちづくりグループとの連携	・地域勉強会の継続 ・ツーリズムプロデューサーの育成 ・農家民泊等の安定した受け入れ体制の確立 ・先進地視察の実施	・定期的なエコツアーの実施 ・日常的なエコツアーの実施（資源管理と持続可能な観光活用の両立） ・情報発信の強化 ・もてなしの心育成	・周辺施設との連携 ・エージェント等との関係づくり ・プログラム販売チャンネルの充実 ・他県地域との広域連携

これらを達成することで、文化的景観地域内の資源が活用される。活用される資源は、自ずと保存・保全される仕組みが成り立つことになる。

社会システムとして、観光客が資源管理に関わる方法を検討し、循環的保存・保全を図ることが最終的な目的である。

- ・まずは、やる気のある人から実行できる小さなしくみをもうけてプログラムを展開する。
- ・まちづくりの取り組みは、最初の3年ほどは興味の観点から継続できるが、その後は続かなくなってくる。何らかのモノを作って売ることが継続させる要素のひとつである。
- ・地域の文化を商品にできるか？
- ・他県のまちづくりグループとの連携による相乗効果により、発展的な戦略が描けるか？

5-2 保存・保全

5-2-1 ガイドラン

(1) 公共事業に関すること

①公共事業ガイドライン・・・事業主体が公共

既に平戸市景観計画（平戸市 2009）や世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン（長崎県 2011）などが策定されており、一定の方向性は示されている。

しかし、文化的景観地域の集落は多様な価値に基づく景観の特徴を示しており、様々な要素が絡み合う中で画一的な数値基準によるルールを定めることは難しく、これらの計画で定められた数値をクリアすることが諸問題の解決につながらないことは、これまでの事業調整の経過からも明らかである。

よって、以下の指針を参考に事業調整フロー（5-2-2）に従いながら調整を行うことを原則とする。

a. 道路

原則として大規模な改変を伴う新規事業は行わない。幅員の拡幅を行う場合は、教育委員会と協議を行い、文化的景観推進委員会の意見を反映させ、部分改良または必要最小限の道路改良の検討を行う。集落の構造を大きく改変すると判断される場合は、線形を変更しなければならない場合もあるため、事業実施者は計画の段階から教育委員会と協議を行うものとする。

交通の流れを不自然に妨げることなく、かつ地域住民の価値観に合わせた整備のあり方を多面的に検討する。

b. 港

無番地部は選定区域外であるが、自然石を用いた消波の工法、修景の方法などを検討する必要がある。更に修景工事が魚介類の生息場所となるような工法を検討すべきである。

c. 橋梁

原則として新規大規模橋梁は設置しないものとするが、小規模なものをやむを得ず設置する場合は奇抜なデザインにせず、シンプルな構造を採用するものとする。

d. 河川

河川の自然石積を保存・保全することとし、災害復旧の場合も現地発生材を用い原形復旧を行うことを原則とする。やむを得ずコンクリートを使用する場合は、明度を抑えるとともに表面から見えないように施工を行う。

e. 砂防・治山

・砂防ダム

コンクリート量を最大限減らすとともに、コンクリートが見えにくくなるように施工する。緑化する場合は、周囲の植生に十分配慮を行う。施工の際の仮設道については、速やかに原形復旧が行えるよう配慮する。化粧型枠などはかえって景観にダメージを与える場

合があるので十分に検討を行う。

・地すべり工

既存の植生及び地形を残すため、調査の上、ノンフレーム（ロックボルト）工法など多様な工法を検討する。コンクリートはできるだけ使用しないこととする。

f. 農地

現状維持とし、畦畔・石積み、用水の保存・保全を原則とする。公共事業によるコンクリート化は原則行わない。

g. サイン

平戸市のサイン計画と調整を図り、複数のデザインが乱立しないようにする。また、別途屋外広告物の規制区域及び許可基準が定められている。

<参考 石積みについて>



写真6 春日川の石積み護岸

現在の公共事業で擁壁を造る場合、設計に関する基準が適用しにくいことや前例がないなどの理由で自然石空積みが選択肢に入りにくい状況である。よって一度崩れた石積みは練石積みとして復旧され「石積み風」の擁壁ができることになる。また、公共事業に頼らず、地元住民が自らの手で積み直すことを模索することにも限界があるのは明らかである。

この問題を解消するためには、空石積みの構造や強度の問題を整理し、公共事業としての空石積みが適切に選択できるような制度をつくる必要がある。様々な課題の解決に時間を要すると思われるが、伝統技術により築き上げられた石積みの真正性を継承するために、取り組んでいく価値はあると思われる。

ここでは、現在の状況において、石積みによる災害復旧をどのように扱うべきかを、平戸市の事例を参考に考えてみたい。

＜平戸市の事例＞

写真6の中央部の護岸（水抜きパイプが出ているあたり）は、河川の災害復旧工事（市単独）により工事を行った場所である。市の工事担当者との打ち合わせの中で、費用対効果など諸条件を勘案し、練石積みという条件のもと重要文化的景観地区内で持続可能な工法を模索することとした。今回は河川工事であるが、農地災も同様である。

①施工業者と協議した内容は以下のとおり

- ・裏込コンクリートが見えないように施工すること
- ・天端コンクリートは打たずに、畦畔は土で復旧すること
- ・崩れた石を可能な限り再利用すること
- ・周囲の石積みの流れ（積み方）に合わせて積み、「ここからここまで復旧しました」と明らかに分からないようにすること
- ・空石積みの積み方のルールを尊重すること（コンクリートに石材を張っただけの「張り石擁壁」ではなく、あくまで「石積み擁壁」であるべき）

②工事後の状況

- ・畦畔を土で復旧したことで植生も回復し、畦畔の連続性を確保できた。
- ・ほぼ全ての石材を再利用したため、その質感に違和感がない。これが外部からの購入材を利用した場合は、粒径や石材の違いにより明らかな違和感を覚える。
- ・コンクリートをできるだけ奥に控えたことは、単に目に見えないということだけでなく、植生回復の一助にもなるようである。

③今回の工事の問題点

- ・どれだけ外観で分からなくしても、やはり練石積み擁壁であることから、伝統技術の継承にはならない。わずかに草本類が回復するものの、石積みとしての真正性に欠ける。
- ・空石積みで積みぬ限り、このような形で次から次に練石積みに置き換わってしまう。仮に年5箇所修復したら10年で50箇所が練石積みになり、何らかの対応をしなければいずれ全ての石垣が練石積みに置き換わってしまうだろう。

④空石積みでの事業実施を検討する場合

- ・公共事業（補助事業）による空石積みが難しいのであれば、石積み研修会などを開催し、地域住民の手（またはボランティアを募る）で地道に復旧するという方法も考えら

れる。しかし、小規模なもので、年1~2件程度であれば対応可能であるが、広範囲の文化的景観地区における自然災害の全てに対応することは難しい。

- ・文化庁事業で実施し、空石積みの技術を持つ業者やNPOなどに工事を発注（市の入札参加要件をクリアしていることが前提）することも考えられるが、農水・国交省系の補助と比較した場合の補助率の差額による所有者の負担増や、石積み技術の継承と確立など課題も多い。これらの課題については、第5章（5-2-3）でも触れている。

- ・現地発生材（石材）にアンカーを打ち、利用する工法もある。棚田の石積みには小さな石材が利用されていることが多く、アンカーの数が膨大になり現実的ではないが、比較的大きな石材を利用した石積みの復旧には有効な可能性がある。

⑤まとめ

- ・長期的には、空石積みが公共事業の選択肢として選ばれるような制度にしていく必要がある。

- ・年1~2件であれば、石積み研修やボランティアの手で積み直せる可能性があるほか、文化的景観推進委員会などで重点的に議論することにより、文化庁事業によって積むことが可能と思われるが、定量的に発生する自然災害全てに対応することは難しく、少なくとも現状では練石積みを基本とした公共事業でどこまで景観に配慮することができるかを検討しておくことは必要だと思われる。

- ・しかし、「景観へ配慮する」という言葉は主観的なものであり、工事担当者のレベルに左右されるところが大きい。重要な場所は、わずか数㎡のコンクリート擁壁が周囲の景観に対して決定的なマイナス要因になることもあるため、専門家のアドバイスを受けるなど、事業調整のプロセスを踏むことが何よりも重要であると考えられる。

②景観データベース（別冊）

景観データベースは、価値の分析（第2章）で明らかとなった集落の構造が、どのような要素のかかわりから成り立っているかを客観的に表で整理したものであり、今後の整備事業や現状変更の調整時などに活用することを目的としている。

このデータベースは、各集落ごとに作成するものとし、その内容や手法は運用を通じて充実させていくものとする。

（2）集落修理修景に関すること

①集落修理修景ガイドライン・・・事業主体が民間

景観を文化財として扱う重要文化的景観選定地区は、視覚で認知できる景観のまとまりを一体的に保存・保全する必要がある。景観計画で建築物や工作物の形態意匠や色彩をコントロールするほか、現状変更の際には届出行為を課すなど、集落景観を一種の公共財として取り扱っている。景観を公共財として扱う以上、地域は一定のルールに則り景観を保存・保全する義務を負う一方で、行政は公共財としての景観を持続的に保存・保全するための公共投資を行わなければならない。

修理修景とは、既に建築されている様々な色彩の新建材及びRC建築物に対する修景や、伝統的木造家屋・地元様式を引き継いだ木造家屋の修理などを指し、積極的な景観形成を推し進めるほか、地域の景観を特徴づける石積みや防風林、石造物など多様な要素もその対象としている。これらについては、春日集落をモデルとして第5章（5-2-3）で修理修景箇所の検討を行っている。

＜個人家屋の現状変更について＞

以下の3区分でコントロールを行う。

A：伝統的木造家屋（「田」の字間取り、母屋・隠居屋などの併設）

→所有者同意の上、保存・保全（修理を推奨）することを基本とする。

B：地元様式を引き継いだ木造家屋

→景観計画による形態意匠のコントロールを基本とする。

（新築の場合も配置や向きについては地域の特徴に合わせることを推奨する。）

C：新建材及びRC造

→更新の際には、Bへの誘導を行うことを基本とする。

②宝さがしリストの作成（今後データベース化を推進するもの）

地域に内包される様々な要素は、これまで地域における伝統的な社会システムで管理されてきた。しかし、その社会システムの衰退や要素に関するいわれそのものが継承されなくなってきた。それまで地域にとって重要な意味を持ち続けた要素であっても、その意味が分からなくなれば、ただのモノになってしまうのである。それらの大事な要素（写真7、8）を地域の宝としてリスト化し、地域にお知らせすることにより、不意の滅失を防ごうとするものである。このリストには管理に対する強制力はないが格段の保存・保全が可能になるとと思われる。

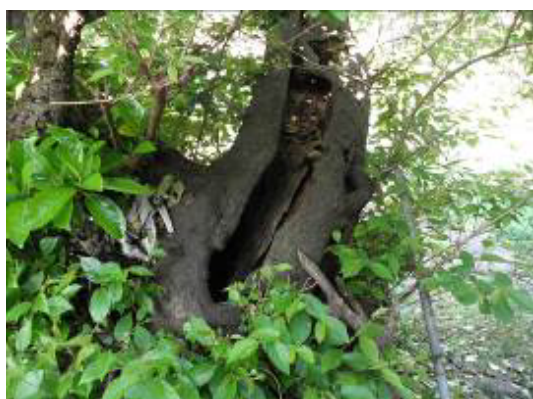


写真7 サクラ巨木の樹洞

写真8 小さな石祠

地域住民にとっては、樹洞やある場所から見た景観が宝だと感じるなど、要素は多様である。

（3）緑地取扱ガイドライン

平戸市の森林面積は、12,842ha で地域面積の 55%を占めている。また、民有林面積は

12,363haで、人工林面積のうち7齢級以下の保育対象林が1,222haで31%を占めている。

平戸市は昭和30年代より林種転換による人工造林が推進されはじめ、その後の林業公社発足や生産森林組合の設立によりその傾向に拍車がかかることとなった。近年の木材価格の低下や生産コストの増大など林業を取り巻く情勢は厳しさを増している。今後は、林業従事者の高齢化や後継者不足により森林の荒廃も懸念されている。

森林は木材の供給だけでなく、国土や自然環境の保全や水資源のかん養など多面的な機能を持っているため、林業関連施策を総合的・計画的に推進し、森林のもつ諸機能の発揮を促すことが必要である。

近年、広葉樹（マテバシイなど）はシイタケ原木や菌床シイタケのホダ木として活用されるようになったほか、木炭などの特用林産物の生産拡大も推進されている。

豊かな森林層は、市民の社会基盤であると同時に、本市においては観光資源としても重要な要素になり得る。今後、自然志向の高まりがみられる中、これら森林環境の保存・保全と次世代への継承が望まれる。

森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持を図ることとする。

長崎県においては、社会全体で森林を支える新たな仕組みとして、平成19年度に「ながさき森林環境税」が導入された。導入から5年後の平成23年度で制度の見直しを行う予定であったが、森林整備に関する厳しい社会的情勢を踏まえ、さらに5年間延長（平成28年年度）している。本制度を財源として、環境重視の森林づくりを目的に、水源の森の整備や風倒被害森林の復旧や、県民参加の森林作りを目的に、植樹や遊歩道など森林整備などの公募事業を実施してきた。平成23年度においては、52件の事業が採択され、遊歩道の整備や植樹、森林学習などの森を生かし親しむ事業が展開されており、これらの活用も有効である。

※目標像とガイドライン

本計画においても「目標像」と「ガイドライン」を定めることとしているが、一般的に「目標像」はイメージで表現されることが多く、その解釈が多様であるのに対して、「ガイドライン」は数値などより限定的な表現になる場合が多い。そのため、「ガイドライン」は満たしても「目標像」にはすぐわない事例や、逆に「ガイドライン」は満たしていないが、「目標像」に合っている事例が出てくることも考えられる。これまでの現状変更調整事例の経緯から、本計画対象地域においては、数値基準によるガイドラインではなく、原則として個別調整を図ることとしている。

計画の早い段階からの協議が有効なのは明らかであり、事業が一定程度進んでから協議を行っても変更がきかないことが多い。景観法による届出や通知後では、計画変更の余地はあまりなく、届出後30日間では調整できない可能性も十分に考えられる。

5-2-2 事業調整フロー

重要文化的景観に選定された後の文化的景観推進委員会の重要な役割のひとつが現状変更に対する指導や調整である。

既に県や市において独自の事業調整フローを作成して運用し、県の景観アドバイザー制度なども活用されているところであるが、次の課題が見受けられる。

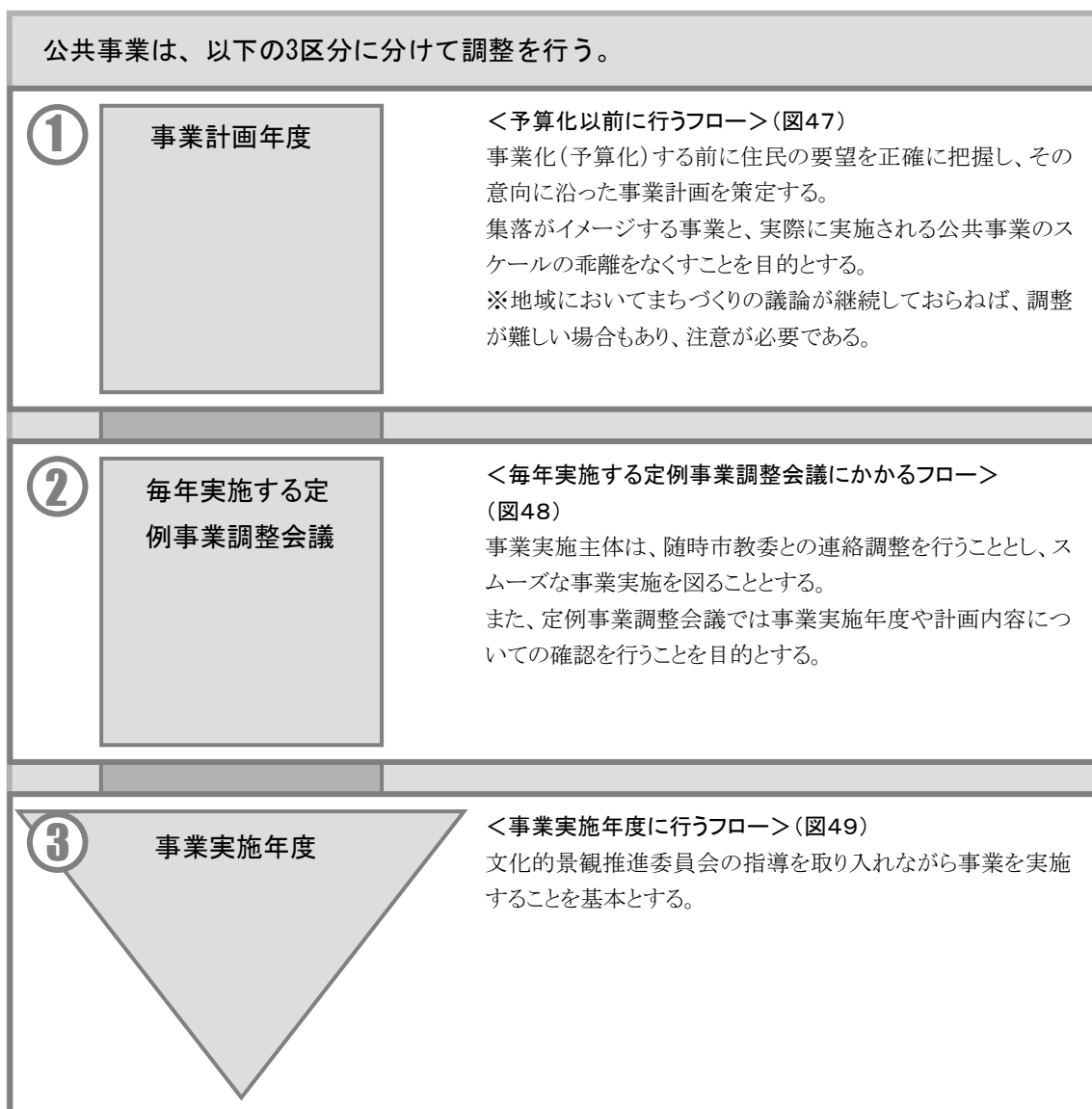
- ・事業実施年度からの協議の場合は、調整時間に制約が生まれ、十分な検討ができない可能性がある。
- ・補助事業で実施する場合は、工法が限られてくる可能性がある。
- ・県景観アドバイザーと平戸市文化的景観推進委員会のかかわり方を整理する必要がある。

また、地域からの要望により、公共事業を計画する場合は、住民との意見交換を積み重ね、幅広い選択肢の中から『最良の』方法を選ぶべきである。(重要文化的景観地区では、そのようなプロセスが必要である。)

よって、現状変更行為については、円滑に事業を実施するため、事業化(予算化)する前に大まかな事業概要について住民と行政(開発部局、教育委員会事務局)で共通認識を持つことが重要になる。

⇒予算化の前に大枠についての調整は終わっている状態にすること

以上のことから、事業調整については次の流れ(図46)で実施することとする。



※私有財産に関する現状変更フロー(図50)

図46 事業調整の流れ

①予算化以前に行うフロー・・・事業調整にかかる想定期間 3ヶ月～12ヶ月程度
 事業化(予算化)する前に住民の要望を正確に把握し、その意向に沿った(地域スケールに合った)事業の考え方を整理する。

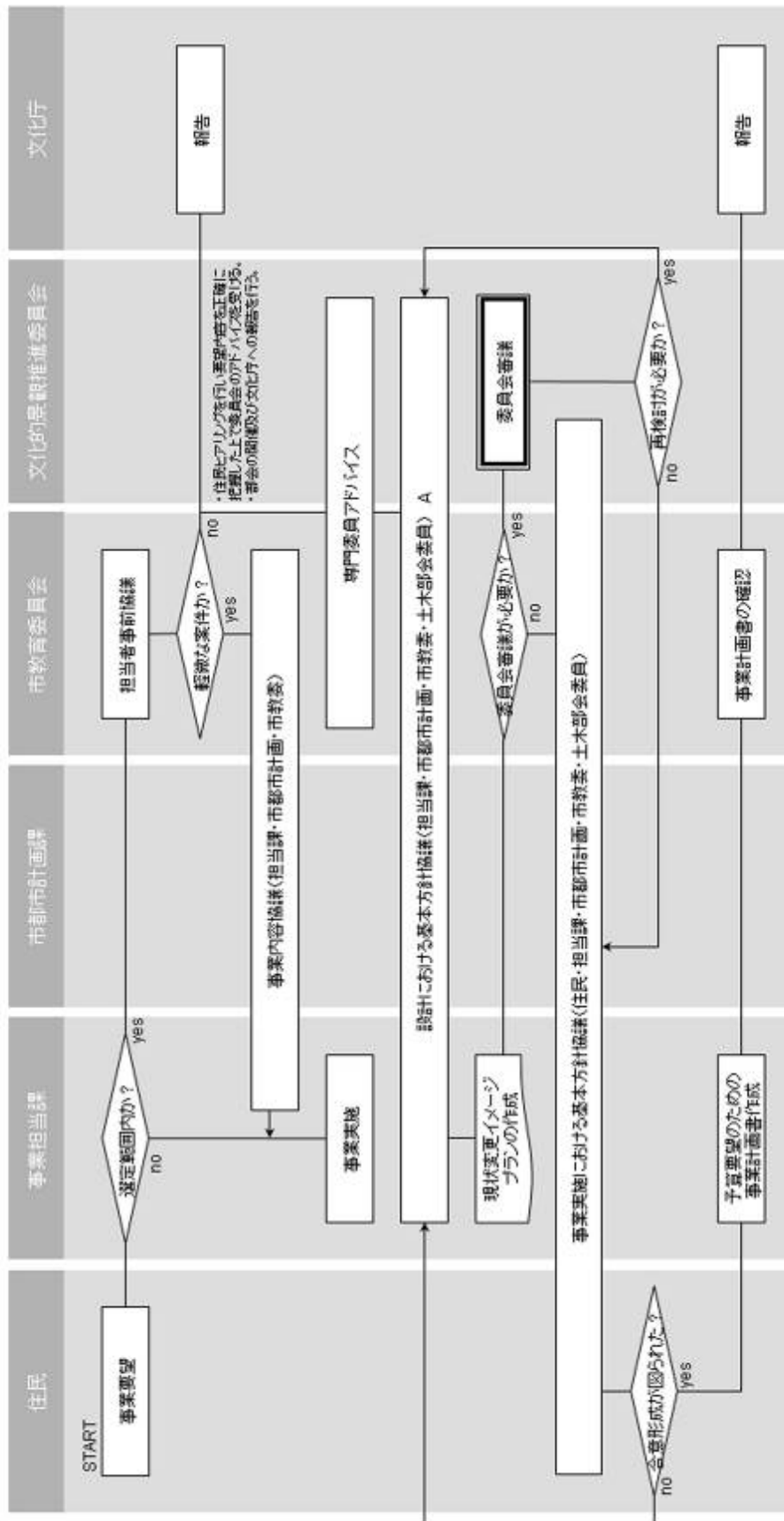


図47 予算化以前に行うフロー

②毎年実施する定例事業調整会議にかかるフロー …… 事業調整にかかる想定期間 1ヶ月程度
翌年度に実施を予定する事業調整会議。関連機関による現状変更の把握を行うとともに、事前調整を行った事業については、調整を行った内容が反映されているかの確認を行う。

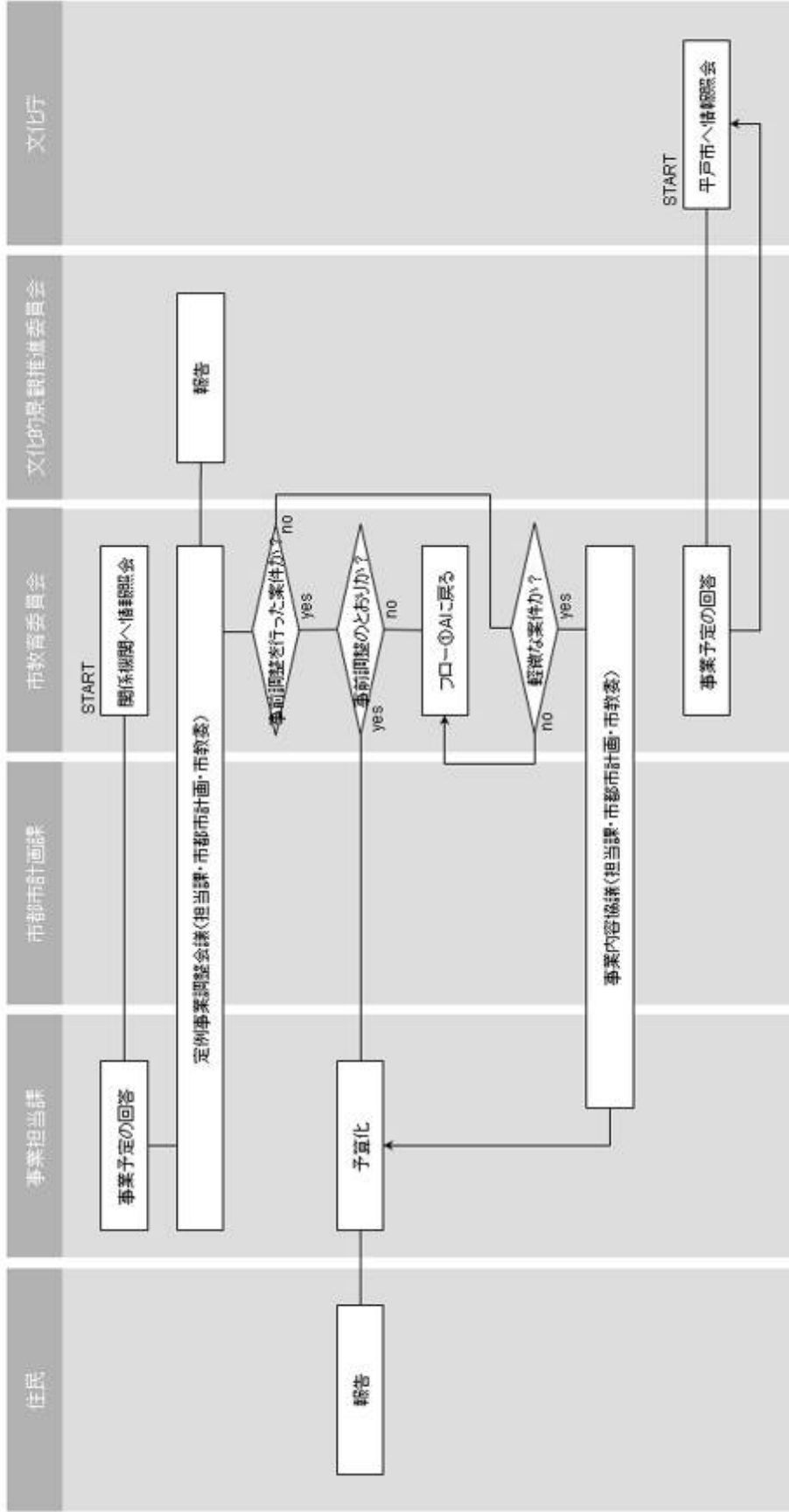


図4-8 毎年実施する定例事業調整会議にかかるフロー

④事業実施年度に行うフロー …… 事業調整にかかる想定期間 3ヶ月程度
 文化的景観推進委員会の指導を受けながら事業を実施する。

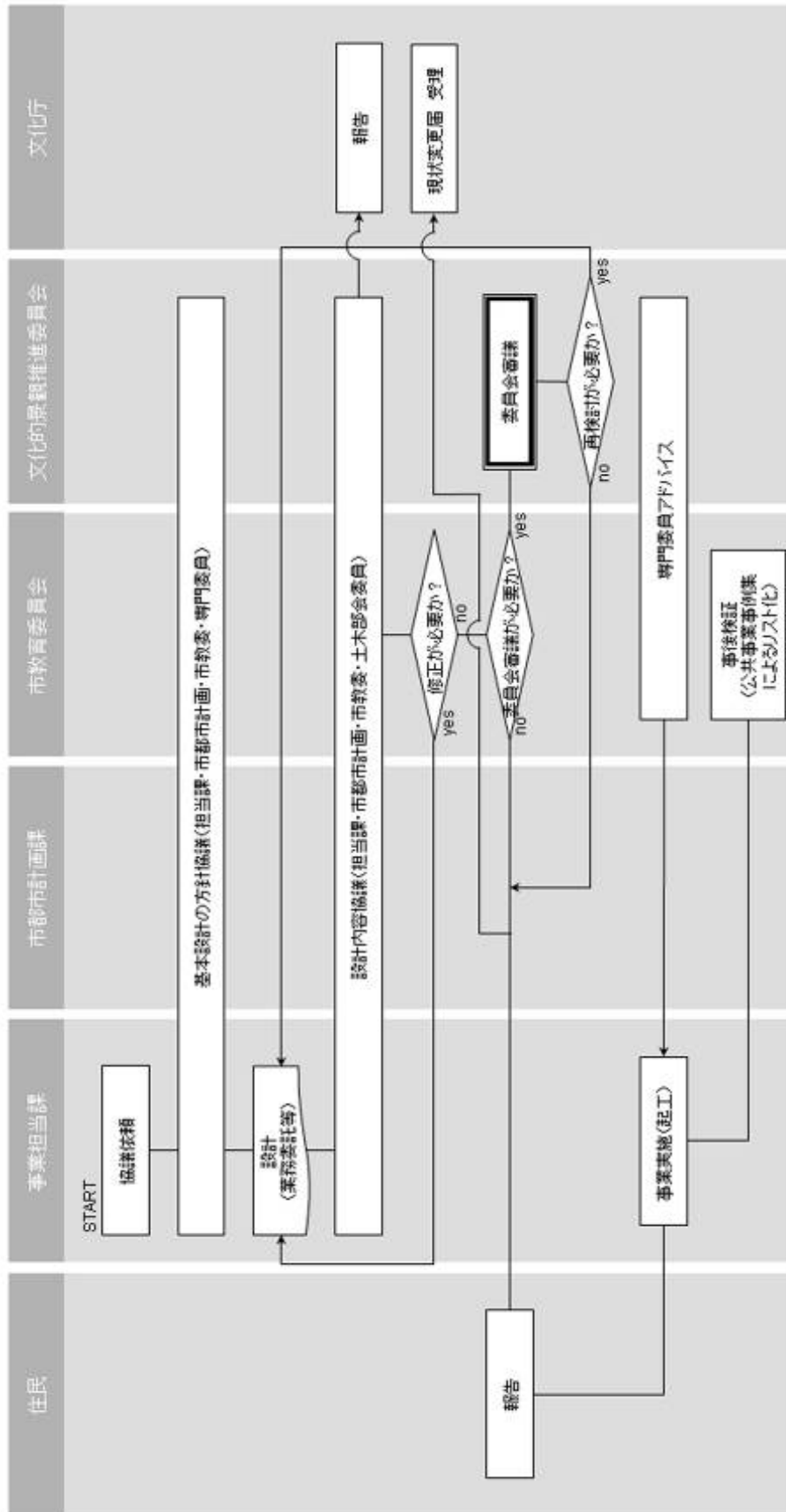


図49 事業実施年度に行うフロー

④私有財産の現状変更に伴うフロー
 文化的景観推進委員会の指導を受けながら事業を実施する。

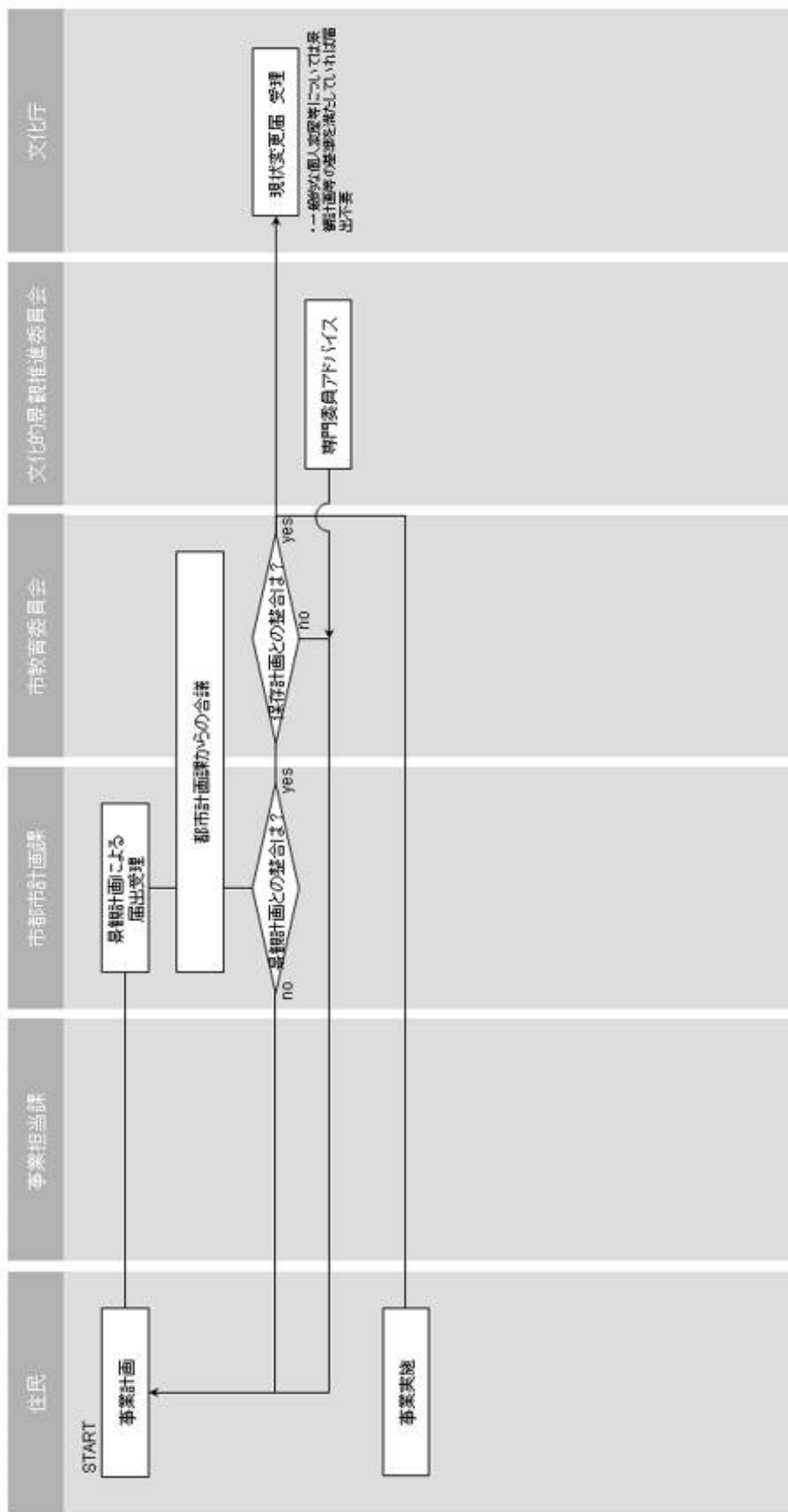


図50 私有財産の現状変更に伴うフロー

5-2-3 集落修理修景計画

安満岳の麓に位置する春日地区は、17世帯の小さな集落である。

また、近世、近代を通じてキリスト教との深い関連において成立した村落共同体の生活圏とその cultural landscape について、過去の残存構造を最も良好にとどめる遺跡的景観は春日集落である⁴と特定されている場所でもある。

集落の歴史や、受け継がれてきた文化的伝統のほか、豊かな自然景観、生業景観は来訪者に感動を与えるものであることから、地元が主体的に今後の活用を図るために、また、行政による開発行為がその資源を破壊してしまわないように、景観の保存・保全に向けた取り組みを推進していく必要がある。

ここでは、計画対象地域への戦略的な公共投資のあり方を検討するために、詳細分析が進んでいる春日集落をモデルとして、今後想定される修理修景場所を特定していくために必要な検討を行った。検討にあたっては、集落を構成する要素をレイヤーごとに把握し整理を行った。

また、これまで普及・啓発のために実施してきた春日集落におけるイベントなどの実績から、駐車場やサイン、交流拠点施設などの便益施設整備の必要性も明らかになっており、それらも含めた実施計画（各集落ごと事業計画）を早急に策定する必要がある。

(1) 水系図



図5-1 河川、溜池図

・図5-1は、集落内の河川及び溜池の位置を示したものである。安満岳を水源とする春日川が谷沿い下る。聞き取り調査から、溜池の多くは大正以後に造られたと思われる。ま

⁴ 井上典子(2013)『平戸島西海岸地域の景観保全に関する研究』,東京大学先端科学技術研究センター都市保全システム分野,p.32

た、赤石池を除く小さな溜池は全て個人所有のものであり、数枚の水田に配水している。

・河川は古くは自然地形の状態（写真9）であったと思われるが、その後の整備により、自然石護岸（写真10）、間知ブロック護岸（写真11）やコンクリートブロック護岸、近年では練石積み護岸（写真12）が工種として採用されている。

・江戸期の絵図でも同様の線形で河川が確認される。馬洗と呼ばれる場所に馬を洗ったといわれる岩場も存在し、かつて存在した平戸藩の馬牧と集落のつながりが見て取れる。

・安満岳の麓であるため、小規模な河川ながら水量は豊富であり、水田農耕のほか、上流部には簡易水道施設が設置されており、集落の飲用水として現在も利用されている。

・河川から引かれたイデと呼ばれる水路により水田に配水されているほか、出水（湧水）を利用しているものも多い。

・ツガニ（モクズガニ）、テナガエビ、ホタルなど多様な生物が生息している。

・自然石の空石積み護岸（写真10）がよく残っている中で、公共事業により復旧したコンクリート護岸（写真12）が目立ち、景観の連続性を阻害しているほか、石積み技術の継承やや生物多様性の観点からも、その工法については検討の余地がある。

・地域では、減少したツガニやドジョウなどを増やし、かつての豊かな河川環境へ戻そうとする動きもある。



写真9 春日川原形



写真10 自然石空石積みの護岸



写真11 間知ブロック積みの護岸



写真12 近年整備された練石積みの護岸

- ・ 棚田は河川沿いに、海岸線から標高 150m を越える地点まで連続して築造されており、畑地はより居住地に近い部分に造られている。(図 5 2)
- ・ 農地の石積みに用いられる石材は、開墾時に出てきたものを耕作者が築いたものであると思われ、築造年代は不明である。(写真 1 3)
- ・ 矩形の圃場整備は行われていないが、昭和 40 年代の航空写真をみると、水田は現在のものより、より細分化されており、少しずつではあるが農地の集約が行われてきたことが分かる。
- ・ 農地の石垣は、裏栗石が入っていない「土留め」と呼ばれるものが多く、内部の土砂の流出などをきっかけに集中豪雨で崩落することがある。かつては、地域住民自らの手で積みなおしていたものの、その役割を公共事業が担うようになってからは、コンクリートブロック積みで復旧されることが一般的になる。近年、重要文化的景観選定地区（平戸市景観計画重点地区）では、景観の観点から表面に自然石を用いた練石積みで積むようになっている。(写真 1 6)
- ・ 異なるテクスチャ（コンクリートブロックや外部から持ち込まれた石材）で修復されることから、石積みの連続性が阻害されている場所が目立つため、整備にあたっては十分な検討が必要である。
- ・ 明暦 2 年（1656）田方帳抜書に記載された田の呼び名と現在の呼び名を比較した結果、当時から現在とほぼ変わらない規模の棚田が形成されていたことが分かっている。
- ・ 居住地に近い水田においては耕作放棄地が少ないが、米の価格低下や後継者不足などにより農地の維持が課題となっている。畑地は宅地周辺のもの以外は耕作されていない。(写真 1 4)

(3) 道図



図53 道図



写真17 集落内道路（幹線）



写真18 集落内道路（生活道1）



写真19 集落内道路（生活道2）



写真20 集落内道路（農道）

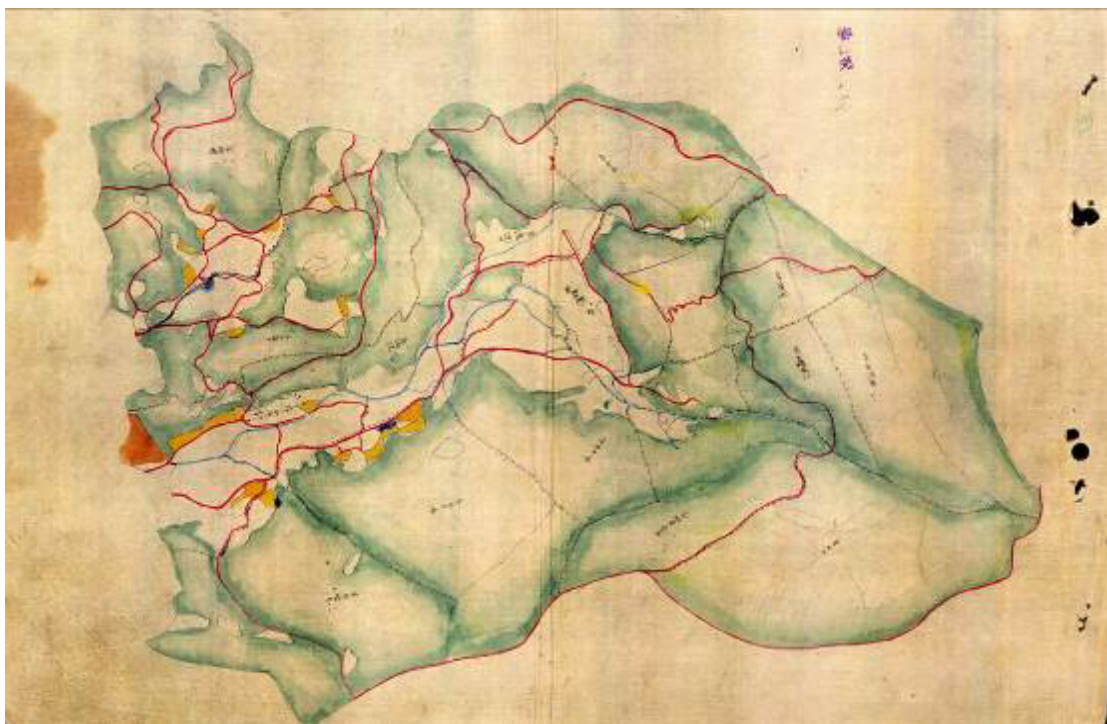


図54 字図（明治5年ごろ）

- ・ 集落には車両の進入が可能な幹線道（写真17）、生活道（写真18、19）、農道（写真20）のほか、かつて利用していた集落間を結ぶ小道が認められる。（図53）
- ・ 明治5年ごろの字図（図54）や大正13年の管内図との比較から、道の構造は大きく変化していないことが確認されている。昭和40年代に実施された道路整備事業以降、2車線化の整備が行われていないことは、集落景観の保存・保全につながった。
- ・ 集落間を結ぶ小道や安満岳の参詣道は、春日集落にとっては歴史的な道である。
- ・ 道路と他の土地利用の境界の処理の仕方は多様である。例えば、農地との境界では、土羽（緑化）、自然石積み、コンクリート構造物などがみられる。それらのあり方は景観データベース（別冊）で整理を行っているが、在来の技術で積み上げてきた自然石の石積みは、農地の石積みとあいまって、地域景観を特徴づける重要な要素となっている。
- ・ 輪荷重がかかる場所における公共事業では、自然石空石積みを採用しておらず、よって、道路改良事業で実施される擁壁工事は練石積みで整備されることになる。石積みの真正性という観点からは課題が残り、検討が必要である。
- ・ これまでの道路改良事業では、基本的に現在の地形に過度な負担をかけておらず、今後も集落の構造を破壊しない整備が求められる。

(4) 宅地図

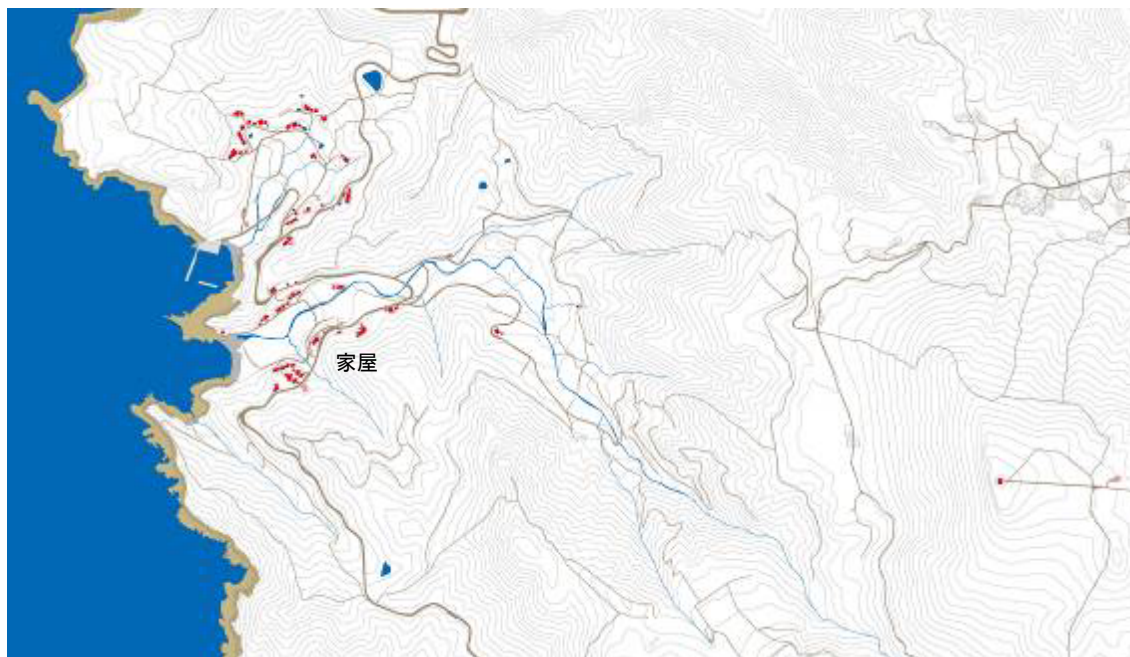


図55 宅地図



写真21 M家



写真22 T家

- ・住居は、海岸部に集まるものの、平地は農地として利用しているため、里山を後背地とした斜面上に位置する。多くは、標高30~40mの等高線沿いに分布している。
- ・住居の多くは、木造平屋建の切妻である。建物55棟の用途は主屋19棟、隠居屋16棟、納屋16棟、倉庫2棟、神社1棟、隠居屋+納屋1棟であった。その殆どの敷地で主屋、隠居屋、納屋が建てられている。(図55)
- ・地域には、伝統的木造家屋や地元様式を引き継いだ木造家屋が多いが、新建材やRC造の家屋も見受けられる。
- ・伝統的木造家屋や地元様式を引き継いだ木造家屋を保存・保全するとともに、新建材を利用した家屋についても、修景事業を実施していく必要がある。
- ・春日集落の建築については、建築物の特徴(2-2-3)に詳しい。

(5) 資源図

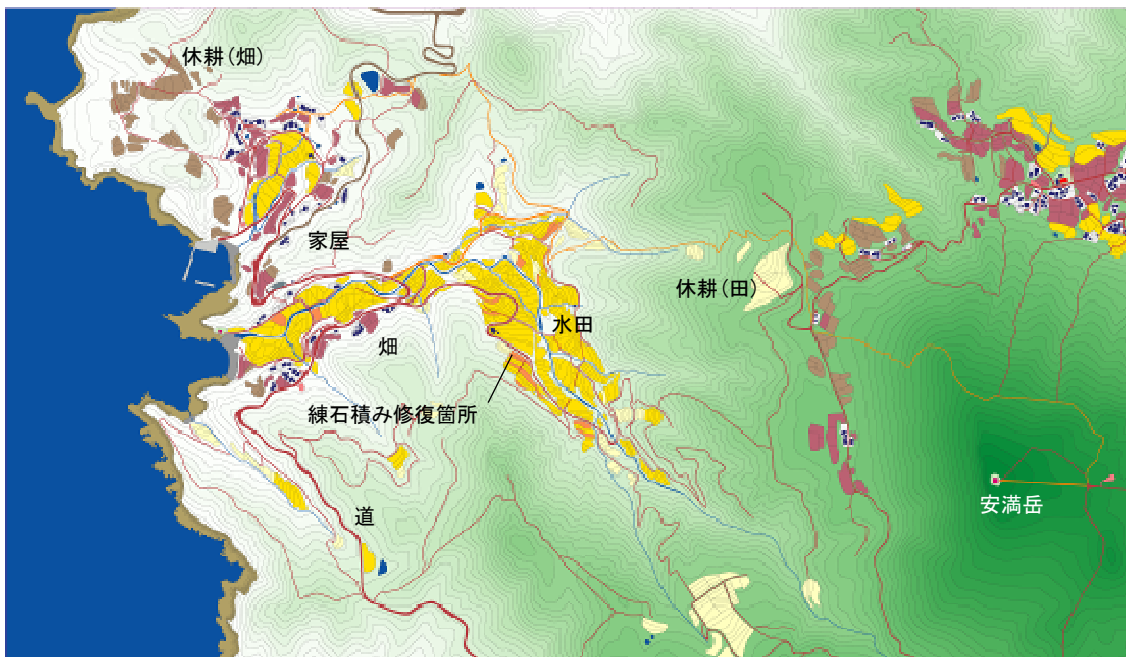


図56 資源図



写真23 春日集落

・集落を構成する要素(1)～(4)をまとめたものが資源図(図56)であり、春日集落の機能的な完全性を満たす範囲である。各要素ごとに価値が認められ、また課題も存在するが、それらの要素をひとつのストーリーとしてまとめ上げる視点が必要である。

(6) 修理修景箇所図

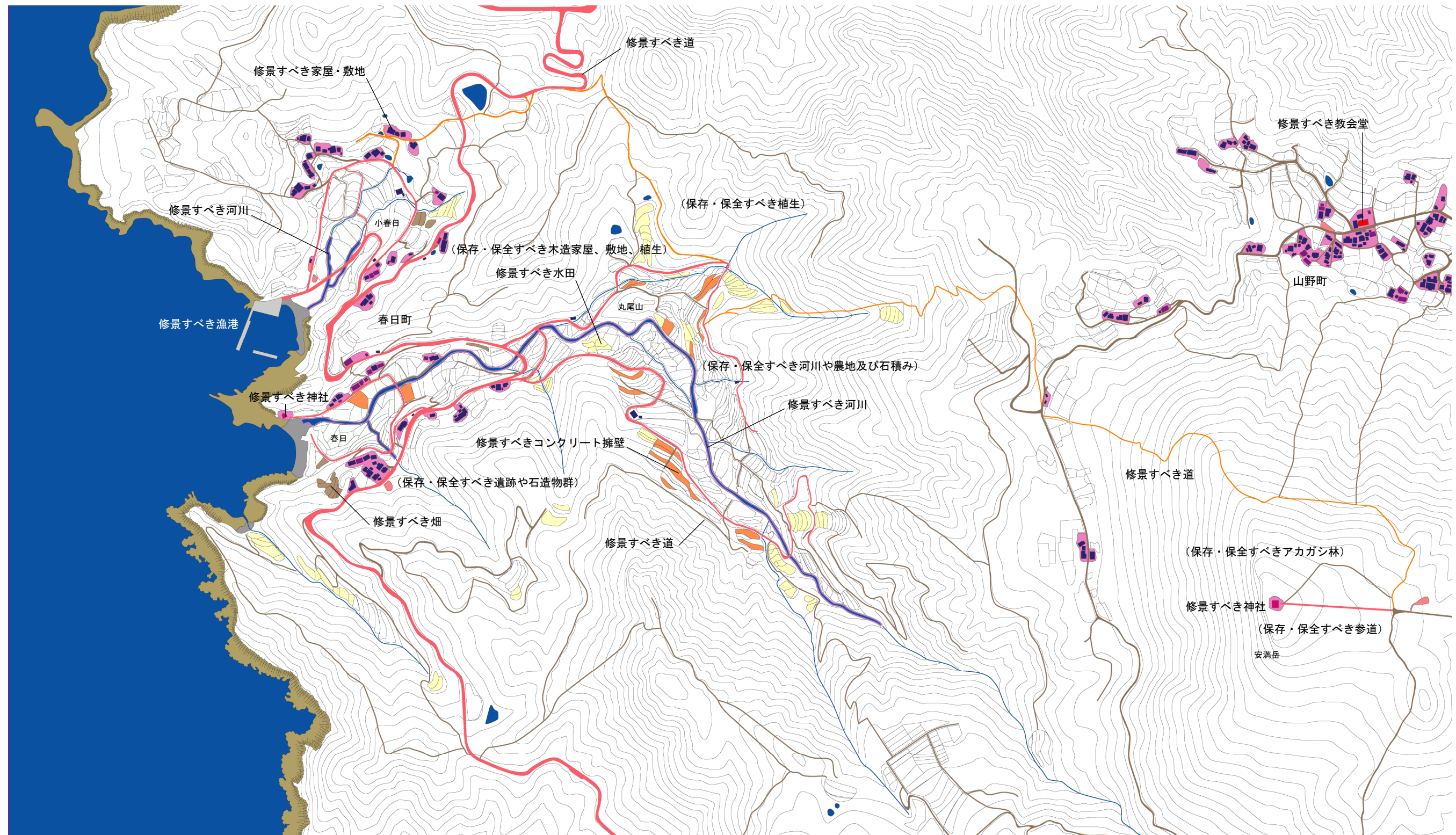


図57 修景・整備箇所図

- ・(1)～(5)に基づき、今後、修理修景が必要な箇所に着色を行った。棚田や河川における自然石の石積みや墓地遺跡、集落内の石造物、安満岳のアカガシ林などは保存・保全すべき要素である。
- ・各要素についての取り扱いについては、次ページのとおり。

1) 修理修景計画（図57）の対象箇所に関する考え方

①修理修景すべき河川

a. 河川の護岸

・河川の護岸は昭和30年頃までは石積みではなく自然地形のままであったことが聞き取りから明らかになっているが、現状からその状態に戻すのではなく、現状の農地の利用状況と生物多様性の観点などから、その後に整備が進んだと思われる自然石空石積み護岸の保存・保全に努めることとする。

・三面コンクリート張の箇所は、生物多様性の観点から局所的な修景（生息環境づくり）を実施することにより、よりよい河川環境の創出を図ることも可能である。環境配慮型の公共事業による効果は、熊本県山都町で実施された通潤用水における整備事業（重要文化的景観保護推進事業）からも明らかである。

・管理体制が整った地域の河川については、稚魚の放流など資源の保存・保全に積極的に取り組み、後の活用につなげることも考えられる。

②修理修景すべき農地

a. 休耕地：水田

・海岸線から標高約150mを越える地点まで連続する棚田は集落の景観を特徴付けており、また、生業を示す重要な要素であることから農地や自然石空石積みを保存・保全することが原則である。

・他地区との比較においては、よく耕作されているといえるものの、やはり耕作条件の悪い場所から休耕地（図52）になっている。特に集落にとって重要な場所や視点場、イベント時のルート沿いなどは復田の可能性を検討し、活用を図ることとする。

・地域にとって重要な場所である丸尾山周辺は、棚田の展望ポイントにもなっており、眼下にある休耕地は何らかの対策が望まれる。

・野菜など他の農作物への転作も考えられるが、重要文化的景観の選定にあたって、棚田の景観は重要な要素であったことを踏まえ、実施にあたっては十分な議論が必要である。

・豊かな生態系をはぐくむ場として、環境保全型の整備が必要である。

b. 休耕地：畑

・宅地から距離が離れている畑の多くは耕作されておらず、現状では、自宅周辺のわずかな場所が畑として利用されている。

・規模が小さく畑作物は主たる産業として成り立たないが、宅地周辺にある休耕地については、農家民泊時の農作業体験などによる活用や、今後、6次産業化を検討するにあたり、加工品の材料となる作物を育てることなども検討される。

・休耕地（水田、畑）については、文化的景観推進委員会による十分な議論のもとで、広場など便益施設の整備を行うことも考えられる。

c. 災害復旧で整備したコンクリート擁壁

・コンクリートブロック擁壁は経年により落ち着いた色合いになっているものが多いが、場

所によって目立つものは修景を図る(補助金の適正化に関する法律に抵触しないよう関係機関との調整が必要)。

- ・いずれ自然石空石積みに置き換える方策の検討も必要である。

d. 災害復旧で整備した練石積み擁壁

- ・近年整備されたもので、石材の違いやコンクリート目地が目立つものなどは修景を図る。
- ・第5章(5-2)写真6のように、同じ練石積みでも配慮の違いにより仕上げが大きく異なることから、事前または施工管理を行う上で、十分な調整が必要である。
- ・いずれ自然石空石積みに置き換える方策の検討が必要である。

③修理修景すべき道

a. 幹線道

- ・現在の集落構造を引き継ぐため、必要最小限の整備を基本とする。
- ・景観阻害要因の修景に努める。見通しが悪い場所は樹木を伐採し、離合が困難な場合は、離合帯を設ける。特にコンクリート構造物は、わずかな面積でも場所によっては決定的なマイナスイメージを与えるため、十分な配慮が必要である。
- ・自然石空石積みの擁壁が崩落した場合は、できるだけ原形復旧を行う。

b. 生活道

- ・現在の集落構造を引き継ぐため、必要最小限の整備を基本とする。
- ・アスファルト舗装やコンクリート舗装が混在している。特にコンクリート部は経年劣化による傷みが目立つ。
- ・景観阻害要因の修景に努める。見通しが悪い場所は樹木を伐採し、離合が困難な場合は、離合帯を設ける。特にコンクリート構造物は、わずかな面積でも場所によっては決定的なマイナスイメージを与えるため、十分な配慮が必要である。
- ・空石積みの擁壁が崩落した場合は、できるだけ原形復旧を行う。

c. 農道

- ・現在の集落構造を引き継ぐため、必要最小限の整備を基本とする。
- ・景観阻害要因の修景に努める。見通しが悪い場所は樹木を伐採し、離合が困難な場合は、離合帯を設ける。特にコンクリート構造物は、わずかな面積でも場所によっては決定的なマイナスイメージを与えるため、十分な配慮が必要である。
- ・舗装の傷みが目立つ場所も多い。農繁期には、一般観光客が入り込まないようなルールを策定する必要がある。
- ・空石積みの擁壁が崩落した場合は、できるだけ原形復旧を行う。

d. 里道

- ・現在は利用されておらず、活用にあたっては整備が必要である。棚田を見学を訪れる観光客もおり、車道と歩道の分離の観点からも整備が望まれる。

e. 参詣道

- ・かつて山へ登った道の整備は、地域の記憶の継承にとっても重要であり、近年実施されて

いるトレッキングコースとしての活用も可能になる。

- ・過度な整備は行わず、専門家と協議の上、必要最小限の整備を行う。
- ・安満岳山道は、現在の石積みを保存・保全する。

④修理修景すべき家屋（文化庁事業で修理する場合は外観を守ることを原則とする。運用にあたっての詳細は、別に内規で定める。）

a. 伝統的木造家屋

・ザシキやナンド、ドマと呼ばれる間取りを保持している家屋については、老朽化が進み雨漏りや外壁の破損から、今後、一挙に建て替えが進むことが予想される。これらの建造物については、既存の躯体を生かしながらの修理を推奨し、取り壊しや新建材などを用いた増改築などによる急激な変化を抑制することとする。

・建築調査（第2章2-2-3）で明らかになったように、切妻棧瓦葺き平入り平屋建てで外壁は堅板張の大壁造りを推奨するが、全ての家屋を画一的な基準で修理することは、多様な集落景観を保存・保全していく上では避けなければならないことから、個別案件ごとの調整を基本とする。また、色彩などは、素材色を基本とし、その他景観計画を参考とする。

・瓦のふき替えや壁板の張替えに伴い交換すべき構造材や、窓、雨樋などは補助対象とするが、雨樋やアルミサッシの窓のみの交換などは補助対象外とする。また、現状の保存・保全を原則とすることを施主に依頼するとともに、補助事業による修理修景工事で形態意匠の変更を伴う可能性がある場合は、文化的景観推進委員会の建築を担当する委員などと事前協議を行うこととする。

b. 地元様式を引き継いだ木造家屋

・文化的景観保存計画の方針を踏まえつつ、景観計画による形態意匠のコントロールを基本とし、現状維持に努める。

・新築の場合は、集落内での立地や、敷地内における建造物の配置、家の向きについては、集落の特徴に合わせることを推奨する。

c. 新建材の家屋

・景観阻害要因となっている外壁や屋根の色を指定する色に塗りなおす場合は修景事業の対象とする（木材の壁を新建材に張り替える場合は補助対象外）。

- ・新築や増改築による建物の更新の際は、「地元様式を引き継いだ木造家屋」を推奨する。
- ・その他、植栽緩和なども検討される。

⑤修理修景すべき敷地

a. 石積み

・宅地は、林地を背後にした斜面上に位置するため、石積みで敷地を造成している場所が多く、これらは景観を特徴づける要素であるため保存・保全することを原則とする。

・樹木の根や、排水不良などにより“はらみだし”が見られる石積みも多くあり、崩落する前に積み直すなどの処置も必要である。

- ・自然災害などで崩落した石積みは、自然石で復旧する方法を検討する。

b. 植栽

・ほぼ全家屋の敷地に生垣があり、イヌマキ、サンゴジュ、マサキ、トベラなど、この地区の自然木を利用したものが多い。神社後背地にあるリュウキュウエノキの群生(写真24)や、シイ・タブの巨木など特徴的なもののほか、集落後背地に広がるシイ・カシ類などの豊かな広葉樹林は、保水林として、また生物多様性の観点からも重要なものであることから保存・保全する。

・石積み上部の巨木は、はらみだしの原因となるため、専門家と協議の上、何らかの処置を行うことも考えられる。



写真24 神社後背地のリュウキュウエノキの群生

c. 生活空間

・公共空間である道路と家屋の間にある私有の空間(庭)は、農作業のほか、様々な使われ方がなされてきた。そこに空地があることに意味があるため、空間の確保に努める。

・敷地内など、より細やかなコントロールを行う場合は、住民による協定などの手法を検討する必要がある。

⑥修理修景すべき漁港

a. 堤防などの構造物

・集落内で一番大きなコンクリート構造物は、荷揚げ場や防波堤、テトラポットなどである。今後の改修を行う際は、慎重な議論が必要である。

2) 事業実施における課題の整理

集落の修理修景にあたっては、前項1)が検討されるものの、事業実施にあたっては、法

律や制度の問題、財政的な問題、事業実施や管理に伴う体制の問題などに直面することになる。

①河川の石積みを修理修景するにあたっての課題

・自然石空石積みで積み直すことが望ましいが、『美しい山河を守る災害復旧基本方針』（国土交通省河川局防災課 2006）において、「護岸は流水による侵食作用等から堤防及び河岸を保護するために設けるもので、被災状況、被災原因、背後地の状況、河川環境、河川の規模、河道状況、断面形状及び設計流速等の外力に加え、経済性、施工性等を総合的に勘案して選定することとされ、特に、被災水位以下の流水に対して安全な構造とするため、施設設計流速を算定し、適切な強度（必要最小限）を有する工法で復旧する」と記載されているため、公共事業により工事を行う場合はコンクリートブロック擁壁、または自然石を利用した練積み擁壁で復旧されることが一般的である。

②棚田の石積みを修理修景するにあたっての課題

・自然石空石積みで積み直すことが望ましいが、公共事業により工事を行う場合は、コンクリートブロック擁壁または、自然石を利用した練積み擁壁で復旧されることが一般的である。『災害復旧事業の解説』（農水省農村振興局監修）によれば、「棚田等景観に配慮した工法の採用」により空石積みでの施工も可能である（災害査定において国の承認は必要）。空石積みの採用が難しい主な理由は、安定性の証明にあり、災害復旧事業に限らず公共事業で修復する場合には必須となる。

・第5章（5-2）の参考事例で書いたように、長期的には自然石空石積みが公共事業の選択肢として適切に選ばれるような制度に変えていくため、必要な議論を関係者間で継続させることが重要である。

・現状で自然石空石積みを選択するには、地域住民（またはボランティアを募る）が積み直すか、議論を重ねた上、文化庁事業で実施する方法がある。地域住民が積むことを目指す場合は、高齢化などにより、既に地元では積むことができない可能性もある。

・年1~2件程度であれば、ボランティアによる石積み研修会などの開催で復旧も可能であるが、広範囲の文化的景観地域において、全ての箇所に対応することは難しい。これを支援できそうな農水省事業として、農地水保全管理支援交付金（共同活動で農用地法面の初期復旧という事業メニューあり）、中山間直接支払い制度（地域で石積み復旧に充てることは可能）などがある。

・文化庁事業で実施する場合は、それが文化財として特定されている（例えば重要な構成要素になっているなど）必要があることや、何の基準に立脚して自然石空石積みの安定性を示すのかなどを整理する必要がある。（工学的に証明できればよいが、例えば自然石空石積みの実践事例の収集なども考えられる。）

・文化庁事業で災害復旧事業を実施する場合の補助率は7割であることから、農地災の補助率約9割と比較した場合に所有者の負担が増す可能性がある。また、文化庁事業の採択が翌年度になった場合は、田植えのスケジュールにも影響を与える。

- ・地元（市内ではなく町内レベルで）で復旧に必要な石材を調達できなければ、町外から持ち込まれる材質の異なる石材が使われることになり、その質感の違いから施工後に違和感が生まれる。

- ・土地改良事業計画設計基準、設計「農道」（農林水産省農村振興局 1989）によると、「ブロック積み擁壁には空積と練積があり、空積は一般に壁高 3m 以下で使用される。」と記載されているが、現状で運用にあたっては安定性の証明は必須とされている。

- ・農水省の国庫補助事業で石積みを修理する場合、災害復旧事業以外にも自然環境系の事業メニューがあり、空石積みでの実施は可能となっている。ただし、安定性の証明と必要性の整理が必要である。

③ 棚田の石積を保存・保全するにあたっての課題

- ・コンクリート擁壁のように、クラックが入ることにより構造破壊が明確に分かるものであればよいが、自然石空石積み擁壁の場合は“はらみだし”はあるものの、それが近日中の崩落に直結しない。“はらみ”ながらも構造破壊に至らない自然石空石積みの耐力の判断や補修方法の検討を行うことが必要である。

④ 棚田など農地を維持するにあたっての課題

- ・米の価格低下と高齢化による担い手不足が挙げられる。
- ・中山間地域である集落では、1人あたりの農地面積が狭く、また圃場整備ができないことにより生産性も落ちるため、農業用機械の維持費を支払うだけで精一杯という状態である。
- ・高齢や離農により、自分で水田を維持することができず、全部もしくは一部を知人に作ってもらっている人も多い。
- ・農業用機械を共有し、コスト削減を図ることも考えられるが、天候などにより皆の機械を使う時期が重なってしまうことから、機械待ちが発生することになり課題も多い。

⑤ 道路を修理修景するにあたっての課題

- ・「道路土工 擁壁工指針」（2012）によれば、石積み擁壁は胴込めコンクリート、裏込めコンクリートを設ける練積みであることと記載されており、空石積みで積むことができない。
- ・「道路土工 擁壁・カルバート・仮設構造物指針」（1987）では、高さ 3m 以下の空石積みは認められていたが、現在は耐震性の観点から変更されている。
- ・輪荷重がかからない場合の擁壁は、現況、空石積み擁壁であることも想定されるが、崩落した場合、道路の重要度や隣接する施設への被害の可能性が考えられる箇所については、原形復旧が適さないと考えられる。

⑥ 個人家屋を修景するにあたっての課題

- ・現在の集落の外観について保存・保全、もしくは修景を図る必要がある。
- ・第2章（2-2-3）で明らかになった建築物の外観や配置にかかる特徴を保持するよう所有者との調整が必要である。
- ・家屋所有者には一定のルールが課されるものの、その修理事業については文化庁補助（5割）と県補助（2割以下）が適用される。しかし、補助要綱において地方公共団体が事業主

体になると明記されていることから、事業の執行がより複雑になり、所有者から分担金の徴収を行わなければならないなど課題も見受けられる。

⑦漁港を修理修景するにあたっての課題

- ・自然海岸に接した漁港（写真25）は、集落で最も大きいコンクリート構造物である。
- ・コンクリート製の消波ブロックについては、景観を阻害するという意見もあり、巨石積みなどによる代替手段の検討も考えられる。
- ・『漁港漁場関係事業事務必携』（社団法人全国漁港漁場協会 2012）の「強い水産業づくり交付金」の補助条件をみると、漁港施設内に景観に配慮した施設を設ける場合、景観に配慮することによってその施設の主たる目的が阻害されないこと、施設周辺地域で観光地など人が多数集まる場所であること、そして構造上必要な経費より極端に割高にならない場合は補助対象として検討されることになっている。また、生態系に配慮した施設を設ける場合については、技術的に概ね確立しており、構造上必要な経費より極端に割高にならないものを補助条件としている。
- ・文化庁事業で修景事業を実施することも考えられるが、その場合は関係機関との調整が必要である。



写真25 漁港

⑧その他の課題

- a. 墓地を保存・保全するにあたっての課題

(2) 農地図



図52 農地図



写真13 水田



写真14 宅地後背地の畑地



写真15 コンクリートブロック積み

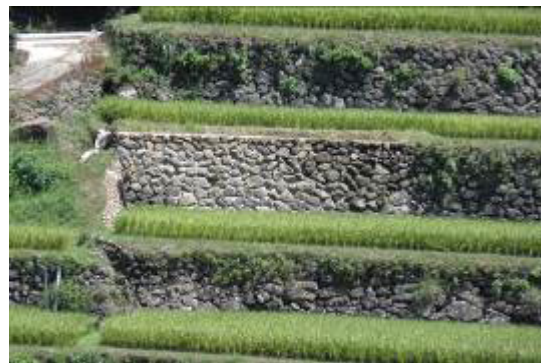


写真16 練石積み

・伝統的な石積み墓地（写真26）は、集落の文化的特徴を示すものであるが、近年、周囲の墓地がカロウト式に置き換わっていくにつれ、急激に減少している状態である。

・所有者は新しい墓に変えたいという思いがあり、保存・保全に関する同意が得にくい対象物である。

b. 石祠を保存・保全するにあたっての課題

・個人が祀りを行っているものがほとんどであるが、世代の交代とともに管理がなされなくなる可能性がある。

・ガイドラインに守ることを明記するよりも、強制力はなくとも遺産パートナー（見守り）認定やエコツアーなどに組み込む方が格段に守られる可能性もある。

c. 植物相を維持するにあたっての課題

・里山で薪の採取や炭焼きを行っていた時代と異なり、その活用策が薄れていく現在においては、植物相の維持は難しい状態になっている。



写真26 伝統的な形式の墓地

5-2-4 保存・保全のためのロードマップ

表11 保存・保全のためのロードマップ

	計画			組織		運動	
	目標	整備活用計画	データベースの充実と活用	行政等組織体制づくり	地域人材育成	モニタリングの実施	整備事業、助成等
ステップ 1 ・制度の普及・啓発 ・組織の設立 ・人材育成	・地域勉強会の開催 ・景観保存・保全組織の立ち上げ ・集落内における景観保存・保全のルールを明確化 ・調査の継続	・整備活用計画概要版の作成及び配布	・全地区における景観データベース作成 ・公共事業調整事例集の整理 ・宝探しリストや宝マップの活用	・文化的景観推進委員会の設置 ・庁内における横断的体制の確立のため、上記委員会に担当者部会を設ける。	・まちづくりグループの設置 ・地域勉強会の継続 ・リーダー及び担い手育成 ・土木、建築士などへの普及・啓発	・モニタリング項目の検討	・修理修景事業の実施 ・地域が協働し、主体的、持続的に取り組む良好な景観形成の推進に対する助成
ステップ 2 ・高付加価値公共事業の推進 ・技術者などへの勉強会の開催 ・モニタリング体制の確立	・地域勉強会の開催 ・土木、建築等技術者への勉強会の開催 ・高付加価値公共事業（景観配慮型、自然環境保全型）の推進 ・景観管理体制の確立	・モニタリング結果の反映 ・整備事例を踏まえ、必要があれば計画の改訂を行う。	・景観データベースの活用と改良 ・公共事業調整事例集の整理 ・宝探しリストや宝マップの活用	・文化的景観推進委員会の強化 ・担当者部会による横断的体制の確立（勉強会の開催による行政技術者の設計管理技術の向上） ・民間との情報共有、連携	・地域勉強会の継続 ・民間の土木、建築業者の育成 ・他地区との連携	・数値化と評価手法の確立 ・計画への反映	・修理修景事業の実施 ・地域が協働し、主体的、持続的に取り組む良好な景観形成の推進に対する助成
ステップ 3 ・住民主体による景観保存・保全の手法を確立	・地域勉強会の開催 ・活用の取り組みとリンクさせた景観保存・保全のあり方を確立させる。	・行政主体の予算執行から住民主体の予算執行が可能になる仕組みづくり	・景観データベースの活用と改良 ・公共事業調整事例集の整理 ・宝探しリストや宝マップの活用	・文化的景観推進委員会の強化 ・民間との情報共有、連携	・地域勉強会の継続 ・他地区との連携	・モニタリングの継続 ・計画への反映	・修理修景事業の実施 ・地域が協働し、主体的、持続的に取り組む良好な景観形成の推進に対する助成

これらを達成することで、文化的景観地域内の資源が保存・保全される。最終的には景観計画へ反映することが望ましい。

- ・地域の業者（土木、建築など）の育成を図る。
- ・行政技術者の技術向上を図る。
- ・活用のロードマップと連携を図る。

5-3 普及・啓発

重要文化的景観に選定された地域においては、「市街地と農村の連携」、「文化観光の推進」、「環境保全に注目した農業による付加価値」、「関係機関との連携」などを推進することになるため、域外に対していかに情報を発信し、コミュニケーションを拡大できるかが重要になる。また、まちづくりグループの取り組みを、集落内に認知してもらう取り組みも併せて実施する。

5-3-1 地域文化の再認識と価値観の転換

(1) 地域住民に対して

「平戸島の文化的景観」は、集落景観を数値基準でコントロールするガイドラインに拠らない、住民主体の景観形成の手法を模索している。これは、地域資源の再認識（価値観の転換）と活用により自ずと保存・保全の仕組みを作ることを指し、地域で継続して勉強会（写真27）などを開催することで、住民の間に、自らの集落が持つ特有の文化的価値に関する認識を広め、関心を持ってもらうことにある。



写真27 地域の宝さがし（飯良集落）

基本的に活用のロードマップ（第5章5-1-3）に沿った取り組みを進め、受け入れ態勢を整え、その質を向上させていくこととする。

集落において取り組まねばならない事項は多様である。中でも農業所得の向上と、自然保護、景観の保存・保全、生物多様性などを両立させる農業方法（例えば有機栽培や伝統的な

農法などによる安心安全を付加価値とするなど)の検討などは、生産物を大量に安く売るといふ戦略を取れない“食の景観地”において、他地区との差別化を図る上で避けて通れない道である。

(2) 関係機関に対して

計画対象地域における文化観光活動のための仕組みを作り、ホテルや飲食業などのいわゆる観光業界だけでなく、それに結びつく分野(農林水産業、文化など)との連携を拡大する。

地域の資源は豊富であるため、それらを統合し質を高めることと、適切な普及・啓発を行うことで、様々なツアーを提供することが可能だと思われる。これらのツアーは、既存の企画と競合するのではなく、新規の需要を開拓し、観光利用の集中を分散させることにも寄与するものである。

関係機関には、文化的景観推進委員会への参画を促すとともに、情報共有を図り、文化観光からもたらされる益を共有する仕組みを作ることが重要である。

5-3-2 市内外に向けた情報発信

(1) 常に実施すべき活動

- ・ 広報や新聞などを通じて、市内外へ集落の情報を伝える。
- ・ Web(まちづくりグループのfacebookや市役所公式ホームページなど)の活用
- ・ 文化啓発パンフレットやマップなど普及・啓発にかかる資料の作成と配布
- ・ 体験学習(定置網操業体験、塩づくり体験)や地域資源を生かしたプログラム(エコツアー、巡礼ツアーなど)の実施

(2) 特別な時に実施するイベント

- ・ 船を使った文化観光クルーズ(写真28)や棚田ウォークなど



写真28 春日の棚田ウォーク&海洋クルーズ

・企業や団体、組織を対象としたモニターツアーの実施

広告に多額の費用を抛出できず、また、何の認知度もシェアも持たない、集落の現状では、マス戦略で効果を上げることは難しい。どっちつかずの戦略では効果を上げることはできないため、必然的にニッチ戦略をとることになる。地域資源の価値は、その情報が来訪者に伝わった時点でそれが価値かどうかを選別される。つまり、その地域資源が強みかどうかは、自分ではなく来訪者が決めることであり、いくら自慢の商品であっても、消費者が欲しくなければ購買に結びつかないのである。自分が価値だと思う資源に興味を持ってくれるターゲットに、適切な媒体で分かりやすく伝える必要があり、イベントやモニターツアーなどを開催しながら、徐々に認知度を高めていく必要がある。

また、これらのイベントは「まちづくり実践事例集」（表12）として整理を行い、常に事業の検証を行うこととする。

表12 まちづくり実践事例集

名称：
取り組みの概要：
取り組むに至った経緯：
取り組む際に生じた課題：
生じた課題への対応：
活用した支援施策（補助等）：
取り組みの効果：
今後の展望：
成功/失敗のポイント：
取り組みの様子：

5-4 調査・研究・モニタリング

5-4-1 対象地域における調査事業について

集落における調査・研究を継続し、地域の文化的・景観的価値を形成している要素（それは地形地勢的な構造など周辺環境を広く含む）の把握に努める。それは、集落の保存・保全や地域資源の有効活用を図る上で重要なことである。

「長崎の教会群」の構成資産としても評価を受ける集落の文化的価値の顕在化のために必要な調査を継続しつつ、短期的に実施する作業として以下が挙げられる。

・生月島と平戸島西海岸地域の保存・保全と一体的活用を図るため、重要文化的景観への追加選定のために必要な調査を実施すること。

・地域の潜在力（景観、文化的伝統、食など）を生かした文化観光を導入する。各集落を結ぶ周遊ルートやサインの整備による地域資源の利用率を引き上げるための方策を検討し、特に平戸市街地から集落まで、または集落内における動線について検討を行うこと。また、併せて受け入れ値の限界も見定めること。

・地域資源の有効活用から生み出される益が、地域に還元される仕組みを検討すること

・地域に継承される（または近年に行事が行われなくなった）文化の継承と公開のあり方を検討すること。

・教育や研修活動を推進し、地域の文化的価値と保存・保全活動について適切な理解促進に努めること。

・市内の文化的拠点施設との連携により、来訪者が集落の文化的価値について情報を得る機会を創出すること。また、その他情報発信のために必要な手法を検討すること。

5-4-2 対象地域におけるモニタリング

重要文化的景観の選定は、それをもって集落景観の保存管理計画が効果的に運用されることを示すものではない。実際には、本計画の運用状況についてモニタリングを継続し、場合によっては本計画の修正を行うことも必要になってくる。平戸市においては、集落景観を、それを構成するあらゆる特性とともに保存・保全し、有効活用することを目指しており、その保存・保全と活用のあり方は、将来にわたって有効に働く社会システムとして機能すると考えられる。

保存・保全については、定められた指針に従って集落景観がコントロールされているのか、活用については、ロードマップに示された計画が実施され、目標達成に近づいているのか、評価を行わなければならない。そのために求められることは、計画対象地域全体を把握し調整を行うことと、各集落において実施される事業や変化などを、常に監視できる体制を取ることである。全体の把握と調整には、行政の教育委員会事務局が当たるべきであり、集落内においては、地域のまちづくりグループがその役割を担う。

モニタリングは、適切な指標と判断基準に基づいて行わねばならず、数値化により経年の変化を示せるものでなくてはならず、今後、運用の中でシステム化していく必要がある。この数値を追いかける仕組みと分析が重要になってくる。

戦略をたてるということは、目標を実現するための手段を実行することである。現状のままでは、集落は存続できないという危機感を持ち、取り組みを行っていく必要がある。モニタリングとは現状を監視することに意味があるのではなく、次の戦略をたてるための基礎資料となる重要なアクションなのである。

参考文献

- 1) 長崎県（2010）『世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン』
- 2) 平戸市（2009）『平戸市景観計画』
- 3) 真板昭夫、比田井和子、高梨洋一郎（2010）『宝探しから持続可能な地域づくりへ』,学芸出版社